

- 1 会議名 決算特別委員会（第2日）
- 2 開催日時 令和5年9月13日（水） 午前10時00分～午後4時48分
- 3 会場 高浜市議場
- 4 出席者 1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 3番 神谷 直子、  
5番 野々山 啓、 6番 今原ゆかり、 7番 福岡 里香、  
8番 岡田 公作、 10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、  
12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克  
オブザーバー  
議長（4番）杉浦 康憲
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴者 一般1名
- 7 説明のため出席した者 別紙のとおり
- 8 職務のため出席した者 議会事務局長 書記2名
- 9 付託案件  
議案第50号 令和4年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
認定第1号 令和4年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
について  
認定第3号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 4号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和4年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 令和4年度高浜市水道事業会計決算認定について
- 認定第 8号 令和4年度高浜市下水道事業会計決算認定について

(令和5年9月13日)

別紙

7 説明のために出席した者

市長 吉岡 初浩	副市長 深谷 直弘	教育長 岡本 竜生	
企画部長	木村 忠好		
総合政策G L	榊原 雅彦	秘書人事G L	野口 恒夫
I C T推進G L	平川 亮二		
総務部長	杉浦 崇臣		
行政G L	久世 直子	行政G主幹	本多 征樹
財務G L	清水 健		
市民部長	岡島 正明		
市民窓口G L	芝田 啓二	経済環境G L	島口 靖
税務G L	西口 尚志		
福祉部長	磯村 和志		
地域福祉G L	東條 光穂	介護障がいG L	都築 真哉
福祉まるごと相談G L	野口 真樹		
健康推進G L	中川 幸紀	健康推進G主幹	鈴木美奈子
こども未来部長	磯村 順司		
こども育成G L	板倉 宏幸		
文化スポーツG L	鈴木 明美		
都市政策部長	杉浦 睦彦		
土木G L	清水 洋己	都市計画G L	村松 靖宣
防災防犯G L	山下 浩二	上下水道G L	亀井 勝彦
学校経営G L	内藤 克己		
会計管理者	桑原 希代子		
代表監査委員	伴野 義雄	議選監査委員	長谷川広昌
監査委員事務局長	加藤 直		

## 10 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、御了解願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

ただいまより、一般会計、5特別会計並びに議案第50号及び2企業会計についての質疑を行います。

なお、質疑に当たりまして、一般会計は、初めに一般会計全体にわたる質疑を行い、その後、歳入、歳出ともに款ごとに行ってまいります。特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに、特別会計に当たっては、歳入歳出一括にて、企業会計に当たっては、収入支出一括にて質疑を行います。議案第50号は、関連上、企業会計と一括議題として質疑を行います。

なお、委員会の円滑なる運営のため、質疑については、2問から3問程度にまとめて簡潔に行っていただくとともに、発言は議題の範囲を超えないよう、簡潔明瞭をお願いいたします。

また、当局におかれましては、質疑に対し、簡潔明瞭な適切なる御答弁をいただきますようお願いいたします。

質疑に当たっては、主要施策成果説明書または決算書等のページ数及び款、項、目、節等をお示しいただき、必ずマイクをオンにしてから御発言いただきますようお願いいたします。

また、発言終了後は、マイクオフにしていただきますようお願いいたします。

なお、質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計並びに議案第50号及び2企業会計の質疑終了後に許可することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますのでよろしくお願  
いいたします。

また、休憩中に当局の説明員が席を移動する場合がありますので、御了承く  
ださい。

### 《議 題》

認定第 1 号 令和 4 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

委員長 一般会計全体に関する質疑を許します。

問 (11) この令和 4 年度の決算は、コロナ禍で総合計画の策定の最終年度に  
当たりました。

10 年前に比べると、人口も予算も決算も大きく変わってきております。ちな  
みに、平成 23 年 4 月の人口は 4 万 5,457 人、平成 23 年度の予算は全体で 215  
億 4,654 万円で、前年度に対して 3.2%の増でありました。一般会計では 137  
億 7,180 万円で、このように、今と比べてもかなり変化が起こっております。

総合計画最終年度となる令和 4 年度の決算はどのように評価しているのか、  
教えていただきたいと思えます。

答 (総務部) では、令和 4 年度の決算の評価ということでございますが、ま  
ず歳入では、市税収入が対前年度比で 7 億 1,400 万円増加し、市税収入は約 93  
億円となりました。

財政の硬直化を表す経常収支比率は 94.9%、対前年度比で 1.2 ポイント悪化  
をいたしました。経営状況を表す大切な基準であります実質単年度収支につき  
ましては、2 億 4,000 万円余りの赤字となっております。

また、財政の健全化を判断する財政健全化比率につきましては、4 つの指標  
の全てが法律で定められた早期健全化基準を下回りましたが、実質公債費比率  
は 1.6%、対前年度 1.2 ポイントプラスとなり、また、将来負担比率について  
も 21.8%で、対前年度比、22.9 ポイントのプラスとなっております。

さらに基金につきましては、令和 4 年度末で、公共施設等整備基金は約 2 億  
7,000 万円、対前年度末でマイナスの 1 億 6,000 万円減少し、財政調整基金の

残高では、約 18 億円となりまして、対前年度比でマイナス 2 億円と減少しているところがございます。

これらの結果からも、令和 4 年度は非常に厳しい財政運営となったと考えておりますが、しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰の影響を受ける中、市内事業者や各家庭への必要な経済的支援の実施ですとか、高取小学校の長寿命化改良工事の実施をはじめとした、公共施設総合管理計画の進捗など、重点取組事項には必要な財源を確保し、実行できたと考えております。

以上でございます。

委員長 ほかに。

問 (13) 今の御答弁で、経常収支比率が 94.9% ということで、1.2 ポイントの悪化ってということなんですが、これについて、なぜこんなふうに硬直化が進んだのかってということと、それに対する市の見解をまずお答えいただきたいと思っております。

それから、19 ページのほう見ていただいて、市税の税目別年度比較表があるんですけど、これを見ていただくと、まず個人市民税が・・・。

委員長 倉田委員に申し上げます。

資料は決算書でよろしかったですか。

問 (13) すいません。主要成果の 19 ページです。

個人市民税が昨年度と比較して、1 億 2,700 万円増。それから、法人市民税、こちら 1 億 2,400 万円の増。固定資産税のほうも 3 億 9,000 万円の増ということで、これがコロナ禍によってどのように、直近約 5 年ぐらいでどのような変化があったのか、できれば数字で教えていただきたいのと、その状況について、市の見解もお聞かせいただきたいと思えます。

まずそこまでお願いします。

答 (財務) 経常収支比率の御質問ですが、歳入の面で言いますと、新型コロナウイルス感染拡大の影響から回復傾向にあり、市民税が前年度と比較しまして約 2 億 5,200 万円の増となって、経常収入は増えておるんですが、支出の面で申し上げますと、扶助費の増加など、年々、そういった費用が増加していることに加えまして、原油価格、物価高騰の影響もありまして、経常支出が大幅

に増加したことが、1.2ポイント落ち込んだ理由になります。

答（税務） 個人市民税、それから法人市民税、あと固定資産税の増額についての御説明をさせていただきます。

まず、個人市民税、法人市民税につきましては、令和2年がコロナ禍の一番大変な時期だったんですけれども、そこからは幾分か回復をしていると分析しております。

個人市民税におきましては、給与所得も増加しておりますし、法人市民税のほうも、特に鉄工関係の業種につきましては、比較的税収が入っていたというふうになっております。

あと、固定資産税につきましては、令和3年度のみ実施されました、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対する事業用家屋及び償却資産に係る課税標準額を軽減する措置が、これは令和3年度のみに行われましたが、それが令和4年度においては、その措置がなくなりましたので、増収という結果になっております。

以上です。

問（13） 今のお話でいくと、どちらかというはずっと上がってきてて、全てにおいて回復してるよってことなんですけど、この5年の増減についてももう少し説明いただけたらと思ったので、その説明を補足していただきたいなというのと、それに合わせて、結局、今回全体的ないろんな税金とかいろんな収入を合わせると、昨年と比べて7億1,443万9,444円ということで、この表を見ると比較で増になってるんですよね。増になってるっていうことで、それに加えて、後のページに出てくる財調の約1億6,500万円。これを結局支出として出したよってことになると思うんですけど、そうすると、昨年度と比べて、一般財源だけで約8億8,000万円も、いわゆる簡単に言うと、使いましたよってことになると思うんですね。

この8億8,000万円ってすごく大きい金額だと思うんですけど、この8億8,000万円が結局新たに、先ほど扶助費増えたって言いましたけど、できれば充当額が多かったもの、新しいこういう新規事業がこの金額で、この8億8,000万円の増えた要因ですよ、例えば今までこの金額だったのがこの金額になった

から、こういう 8 億 8,000 万円の増えたよ、8 億 8,000 万円の中で使いましたよみたいな感じで、結局この 8 億 8,000 万円がどこに行ったのかっていうのがちょっとこの中では、細かく見ていけば分かるのかもしれないんですけど、やはり市民の皆様もよく分かるように御説明いただけたらなと思います。お願いします。

答（税務） 先ほど御説明申し上げた補足の説明ですけれども、同じようなことを繰り返し申し上げるかもしれませんが、まず個人市民税につきましては、先ほど申し上げたとおり、一時期のコロナ禍から幾分か回復しているというところがどのような部分かといいますと、給与所得の金額が令和 3 年度に比べて令和 4 年度の課税について回復していると。令和 3 年度の個人市民税の課税というのは、令和 2 年中の 1 年間の収入所得に基づいて課税しており、また令和 4 年度につきましては、令和 3 年中の 1 年間の収入所得に基づいて課税しておりますので、令和 2 年度というのが一番コロナ禍で大変な時期だったということで、そこから比べると、幾分か個人市民税については回復傾向だという分析になるかと思えます。

あと、固定資産税につきましてはまた繰り返しになりますけれども、令和 3 年の限定のコロナ禍の特例で、一定の条件を満たした中小企業の方々につきまして固定資産税、それから都市計画税を減額するものでございます。

以上です。

答（財務） 先ほど歳入が増えており、歳出はどのようになっているかという御質問ですが、歳入は、昨年度と比べると大幅に増えておるんですが、歳出面につきましても、先ほど申し上げましたように物価高騰や人件費の増といった影響から、3つ、性質別で増えてるものをいいますと、物件費と扶助費と償還金や返還金が主なものとなっております。

答（市民部） 税務の関係で少し補足させていただきますと、個人市民税の関係でいきますと、令和 2 年度が 32 億 5,000 万円ありましたので、そこがピークになっておりまして、令和 3 年度は先ほどグループリーダーが言いましたように特例措置等がありますので、大きく減額して、ピークに比べては、まだ 5,700 万円ほど足りないんですが、そのピーク、コロナ禍前に戻りつつあるという現



状でございます。

法人市民税につきましては、それぞれの税制改正だとかいろいろなことがありますので、平成30年度に9億円ぐらいあったんですが、その後、5億、6億、4億という推移をたどっておりまして、徐々に回復傾向にあるということでございます。

固定資産税につきましては、これも令和2年度がピークで42億1,400万円ぐらいあったんですが、昨年度は少し特例措置があつて減額し、現在は、昨年度と比べて3億9,600万円増加したように見えますが、コロナ禍前に戻りつつあると。1,000万円ぐらいまだマイナスなんですけど、そういう状況にあるということでございます。

問(13) 今の御答弁を聞くと、コロナ禍前に戻りつつあるということなんですけど、財調を今回1億6,500万円。こちら結局、取崩した形になるかと思うんですけど、そうなってくると、結局コロナ禍に戻りました、財調入れましたってということで、先ほど総務部長のほうから約2億円の赤字っていう話があったんで、そのあたりも含めて、今後このままでいいのかなっていうところが非常に心配なんですけど、そのあたりの当局の見解っていうのを教えていただけますでしょうか。

答(財務) 今後の財政運営のことについてお答えさせていただきます。

歳出で申し上げますと、経常的経費は年々少しずつ増加していく、今後も増加していくと思います。

歳入につきましては、市税の影響が大きく受けることなので、まだこれについてはどういった見込みかっていうのは言えないんですが、今後歳入面につきましては、受益者負担の適正化をはじめといたしまして、引き続き、税の徴収率の向上や市税以外の収入を増やすなど、財源確保に努めていきたいと考えております。

歳出面につきましては、今、予算を編成しておるんですけど、事業の見直しや経常経費の削減等、積極的に行っていくって、安定した財政運営を行っていくようにしていきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（12） 先ほど法人市民税の話があったかと思うんですが、資料要求の資料 3 につきまして、資本金 10 億円以上の法人の法人税割の税率 6 % から制限税率 8.4%・・・。

委員長 柴口委員に申し上げます。

この件につきましては、市税のところでは御質問いただければと思います。  
ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、一般会計全体に関する質疑を打ち切ります。

《歳 入》

委員長 歳入の 1 款から各款ごとに質疑を行います。

1 款 市税

委員長 質疑を許します。

問（12） 1 款、市税の法人市民税についてなんですが、資料要求の資料 3 につきまして、資本金 10 億円以上の法人への法人税割の税率を 6.0% から制限税率 8.4% にすると 1 億円ほど増収となるということです。

この法人税割の税率を引き上げて、法人市民税を増やすというお考えがなかったかどうかと、また、今後その考えはどうかについてお願いします。

答（税務） 今の制限税率のお話ですけれども、まず、制限税率、不均一課税を導入する場合には、対象となる企業の皆様に標準税率を超えた税負担に対しまして、まず御納得いただけることが最も重要でございます。

また、現在の法人税制の基本的な方針は、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという考え方の下、法人税の実効税率の引下げを行っております。現時点におきましては、本市において、市内の企業の皆様に納得していただけるような特別な事情というのが見当たらないことにより、資本金等による不均一

課税、制限税率の適用は、現時点では考えておりません。

委員長 ほかに。

問（５） 決算書の 12 ページ、13 ページ、1 款 3 項、軽自動車税の収入未済額は、これは一般家庭からの収納がされていないのかについてお聞かせください。

答（税務） 軽自動車税につきましては基本、大多数が個人で所有されてるものに対しての税金になりますので、ほとんどが個人の方が納めていらっしゃるということによる未済額となっております。

委員長 ほかに。

問（13） 主要成果説明書のまず 23 ページ、1 款 1 項の市民税からちょっとお聞きしたいんですけど、個人市民税のその他の所得っていうものについて御説明いただきたいのと、昨年度と比べて 470 万円増えてるってことについて、どのように評価してるのか教えてください。

それから、同じく法人市民税の運輸関係、こちらが昨年度と比べて運輸関係だけ戻ってないんですね。ほかのものは戻ってるんですけど戻ってないということで、今はすごく運輸関係っていうのは活発なのかなと思うんですけど、このあたりが戻ってきてないっていうところが、ちょっと私には理解できなかったもので、まずその御説明もお願いします。

取りあえずそこまでお願いします。

答（税務） まず、この主要成果 23 ページに記載されております、その他所得というものですけれども、この区分に該当する納税義務者の方の主な方としましては、いわゆる年金の所得が主な方について、その他所得のところに分類されるものでございます。

続いて運輸関係ですけれども、運輸関係の法人数につきましては、法人数のことで御説明しますけれども、前年に比べて、高浜市内で事業所を構えているところが減っておるということです。

問（13） その他の所得で年金所得って言われたんですけど、なかなかちょっと年金の方で市民税を納める方が 470 名も増えるんですかね、そのあたりちょっとよく分からなかったもので、その増えた要因については今御説明がございませ

んでしたので、あわせてお願いしたいと思います。

それから、以前からずっと問題視してる1款5項、都市計画税について、これやはり都市計画税、補正予算とかでも言いましたけど、これ目的税になりますので単年で使わなければいけないのかなというふうに私は思ってるんですけど、それを今、市のほうは基金で積立ててるっていう感じなんですけど、そのあたり、どのように高浜市としては理解し、これ使わないっていうことでためていって今後、排水のほうで使いますよっていうことでお話ありましたけど、それもちよっと私は問題かなと思うんですけど、いつなのかっていうところをやはりはっきりしないとこの目的税の意味がないと思うんですけど、そのあたりの見解についてもお聞かせください。

答（税務） では、その他所得の補足について御説明させていただきます。

まず、この所得区分の分類ですけれども、それぞれの所得で最もウエートを占めている所得について分類をしております。ですので、先ほど申し上げたとおり、その他所得の主な所得というのは年金所得ですけれども、それ以外に、例えば年金収入、所得それから給与、それに合わせて給与の収入、所得などという組合せの所得の方がいらっしゃるんですけども、結果として、その他所得に分類する方が前年に比べて件数が増加したというふうになっております。

答（財務） 都市計画税の御質問ですが、毎年計画的に活用することが好ましいとは思いますが、長期にわたって積立てているわけではなく、数年後の雨水対策事業に活用するという計画があるので、特に問題がないと考えております。今、積立てておる都市計画税の基金ですが、積立てたものに対しては、大清水排水区の雨水対策事業に全て充当していく予定でございます。

委員長 ほかに。

問（13） 税務グループリーダーの説明だと、470名増えたっていうことは結局、高齢者が増えたから増えましたよっていう理解でいいのかっていうところの確認と、あと都市計画税のほうなんですけど、大清水排水区の雨水対策工事のためということなんですけど、やはりこれ、いつ始めますよということは市民にきちんとお示しするべきなんですけど、これ、いつ計画されてるか。それがなければ逆にいつですよっていうのがなければ、逆にこの都市計画税をため

てくってというのは、市民への理解がいただけないかなと思うので、いつこれ始められる事業でしょうか。

委員長 倉田委員に申し上げます。

歳出のところで聞いていただけるとかと思います。

それでは、答弁をお願いします。

答（市民部） 先ほどのその他の所得のところの人数が増えているということグループリーダー答えておりますが、担当に昨日聞いたんですが、外国為替取引とか外国株式の投資をされた利益を納税に結びついている方が多くなる傾向にあるというふうに聞いておりますので、そういった要素もあるかと思えます。

委員長 ほかに。

問（13） なぜここで聞いているかというのと、いわゆるまず市税として市民の方がお支払いして市としては入れていただくという形なんですけど、結局、都市計画税が、やはりなかなかこれすごく目的税なんだけど使えるところがすごく条件が厳しいんですよね。

そういうことで、例えば本当に山林ばかりで都市計画税使えないよってところは都市計画税がゼロっていう自治体も愛知県の中にございます。

それから、碧南市のように都市計画税を下げたっていうところもあるもんですから、そういう意味でもやはり高浜市民の方が都市計画税を納得してお支払いいただいて、市税として納入していただくっていうことがすごく大事だと思うので、答えていただきたいと思います。

答（都市政策部） 都市計画税の充当ですが、財務グループリーダーが先ほど申し上げたように、下水道事業にお願いをしております。

大清水排水区の雨水排水施設をつくるに当たって、大きなお金が必要となりますので、基金からの充当をお願いをしていきたいと思っております。

事業につきましては、国の交付金等もお願いしながら、来年度、着手してまいりたいと考えていますが、まだ予算編成前ですので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、1款市税の質疑を打ち切ります。

2款 地方譲与税

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、2款地方譲与税の質疑を打ち切ります。

3款 利子割交付金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、3款利子割交付金の質疑を打ち切ります。

4款 配当割交付金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、4款配当割交付金の質疑を打ち切ります。

5 款 株式等譲渡所得割交付金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、5 款株式等譲渡所得割交付金の質疑を打ち切ります。

6 款 法人事業税交付金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、6 款法人事業税交付金の質疑を打ち切ります。

7 款 地方消費税交付金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、7 款地方消費税交付金の質疑を打ち切ります。

8 款 環境性能割交付金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、8款環境性能割交付金の質疑を打ち切ります。

9款 地方特例交付金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、9款地方特例交付金の質疑を打ち切ります。

10款 地方交付税

委員長 質疑を許します。

問(12) 主要施策成果説明書の31ページの1、普通交付税の部分を見ますと、臨時経済対策費の創設等に伴い、基準財政需要額が基準財政収入額を超過したため、普通交付税が交付されたとあります。

決算審査意見書の5ページで財政力指数は1.00となっておりますが、この交付された金額の増加分も含めてこの財政力指数が1.00となっているという認識でよかったですでしょうか。

答(財務) 財政力指数ですが、決算書は1となっておりますが、実際は0.997で、四捨五入の関係で1と表示をさせていただいております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、10款地方交付税の質疑を打ち切ります。



す。

#### 11 款 交通安全対策特別交付金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11 款交通安全対策特別交付金の質疑を打ち切ります。

#### 12 款 分担金及び負担金

委員長 質疑を許します。

問 (13) こちらの都市計画費負担金ということで今年度、歳入として入っているってことになるんですけど、こちらの内容と、この金額が入った理由についてお聞かせください。

答 (都市計画) 都市計画費負担金につきまして、今年の 3 月 25 日に開通いたしました、一般国道 247 号衣浦大橋左折専用橋の開通に伴いまして、開通式を開催するに当たり、協賛団体からの負担を受けるものとして計上したものでございます。

問 (13) 今の説明でいくと単年度だけで終わるような負担金ということでしょうか。

答 (都市計画) はい、そのとおりです。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、12 款分担金及び負担金の質疑を打ち

切ります。

### 13 款 使用料及び手数料

委員長 質疑を許します。

問（13） 手数料の清掃手数料 4,000 万円、こちらの内容について御説明お願  
いできますでしょうか。

答（経済環境） 清掃手数料の内容の御質問でございますが、こちらのほうに  
つきましては、市内のスーパーなどで販売しておる可燃ごみ袋の販売手数料で  
ございます。

委員長 ほかに。

問（13） そうすると、コロナが落ちついてきたってということで可燃ごみのほ  
うが減ってるのか増えてるのかちょっとよく分かりませんが、この手数料の  
ほうが減った要因っていうか、何かあるんでしょうか。

答（経済環境） こちらのほうが減った要因でございますが、行政としては、  
ごみの減量ということで広く P R をしておりますので、そちらのほうの成果で  
あると考えております。

委員長 ほかに。

### 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、13 款使用料及び手数料の質疑を打ち  
切ります。

### 14 款 国庫支出金

委員長 質疑を許します。

問（5） 主要施策成果説明書の 34 ページ、14 款 2 項、国庫補助金の児童福  
祉費補助金が大幅に減額されていることについて、内容を教えてください。

答（こども育成） 主な減額の要因としまして、児童手当の負担金が、決算額を前年度と比して、1,200万円ほど減少しております。主な理由としましては、令和4年度に児童手当の制度改正がありまして、いわゆる所得制限による特例給付の廃止が一部ございまして、そちらが主な理由となります。

委員長 ほかに。

答（総務部） 14款2項、国庫補助金のことをお聞きになられたと思います。

多分、児童手当はこれ負担金のほうですので、補助金の減額の大きな理由といたしましては、子育て世帯臨時特別給付金支給事業費補助金、これが、前年と比較して8億6,000万円ほど減になっています。これが主な要因でございます。

委員長 ほかに。

問（13） まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらの充当先について詳しく教えていただきたいのと、あと、道路橋梁りょう費補助金、こちらのほうも大幅な減になっておりますので、こちらの御説明もお願いしたいと思います。

以上です。

答（土木） 道路橋りょう費補助金ということでの御質問で、こちらのほうは国の社会資本整備総合交付金でございまして、舗装の修繕工事と橋梁点検が該当してきます。そちらの補助対象の事業費の減ということでございます。

答（総合政策） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当先でございますが、全部で18事業に充当しておりまして、金額の大きい主なものですが、高浜市子育て世帯支援給付金支給事業、省エネ設備更新支援事業、女性文化センター空調設備更新、学校施設環境改善交付金、SDGsプロジェクト「エコでつながる！家計応援×お店応援」事業など、合計18事業に充当しております。

委員長 ほかに。

問（13） 先ほど、道路橋りょう費補助金で国の交付金に係る事業費が減ったよってことなんですけど、いわゆる高浜市としてもその交付対象の事業を昨年と比べると、あまりやらなかったのかなってということになるんでしょうか。そ

のあたりの御説明いただきたいのと、例えば高浜市だと去年はこういうことやったけど今年はなかったとか、何かちょっと具体的な御説明をいただけたらと思います。

それから、今地方創生臨時交付金のほうの 18 事業ということでお答えいただいたんですけど、空調についてはちょっとどこの空調だったとか聞き取りづらかったので、もう一度そこをお答えいただきたいと思います。

答（総合政策） 女性文化センターの空調設備になります。

答（土木） 舗装の修繕につきましては、補助対象の路線で工事を行っており、その年によって増減が生じてきます。

あと、橋梁点検につきましては、橋梁のほうは、3年度は9橋だったものが4橋となって、5橋減っております。

問（13） 舗装の修繕が減ったってことは、それだけやるところがなかったっていう理解でいいのかっていうのと、橋梁の点検については9件から4件に減ったということなんですけど、今後も点検の対象はあるのかないのか、もう大丈夫だよってことなのか確認したいのと。

あと、地方創生臨時交付金なんですけど、女性文化センターの空調を直すのに使ったってことだと思うんですけど、全て完全に、最近では国のほうもコロナに直結しなくてもいいような感じで通知文を出してるようなんですけど、なかなかちょっと女性文化センターの空調っていうのが充当先で適当なのかっていうと、ちょっと私は市民に説明がなかなかつかないんですけど、そのあたり御説明いただけたらと思います。

委員長 ただいまの質問に関しまして、具体的な事業の中身になってきますので歳出のところでも聞いていただくか、もしくは、当局におかれましては、答えられる範疇でお願いいたします。

答（総合政策） 女性文化センターの空調の充当ですが、コロナの感染を防ぐために換気をよくするようになってきておりましたので、そうするとやはり冷暖房の効きが少し悪くなってしまいますので、そういったところでもちゃんと利用者がしっかり使えるように空調設備を整えたというようなところで充当しております。

こちらにつきましては、国のほうにも実績報告は提出をしております、そういったところでもし問題があれば指摘をされるようになっておりますので、今回、特段指摘はなかったので、いいのかなと考えております。

答（土木） 舗装修繕工事なんですけども、4年度につきましては工事の事業費は3年度より大きいんですけども、補助対象となる事業が少なくなったということでございます。

あと、橋梁点検につきましては、5年に1度の法で定められている点検でございますので、定期的には実施しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、14款国庫支出金の質疑を打ち切ります。

15款 県支出金

委員長 質疑を許します。

問(13) 県支出金で県の補助金のほうで、こちらのほうの保健衛生費補助金、321.8%の増ということなので、この増の要因について詳しく教えてください。

答（健康推進） 保健衛生費補助金の増額の理由につきまして、高齢者のインフルエンザによる重症化予防、新型コロナウイルスの同時流行を防ぐために、愛知県がインフルエンザ費用を負担して、補助金として交付する事業を令和4年度限定で実施いたしました。

令和3年度につきましてはなかったことで、対前年度610万円強の増となっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、15 款県支出金の質疑を打ち切ります。

#### 16 款 財産収入

委員長 質疑を許します。

問（13） 財産収入ということで財産運用収入のほうの基金利子、こちらが 47.5%の減ということと、あと、財産売払収入、土地売払収入の 80.1%の減、こちらについて説明のほうお願いいたします。

答（財務） まず、基金利子の減額の理由ですが、利率の低下と財政調整基金、公共施設等整備基金の取崩しに伴いまして、残高が減少したということでこちらが減になっております。

土地売払収入の減でございますが、令和 3 年度は 8 件で、売り払った総面積で言いますと、449.74 平米、令和 4 年度は、売払件数は 6 件で、売払面積といたしまして、93.98 平米ということで、件数はそんなに変わらないんですけど、売り払った面積で言いますとかなり減少するというので、減額となっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、16 款財産収入の質疑を打ち切ります。

#### 17 款、寄附金

委員長 質疑を許します。

問（8） ふるさと応援寄附金についてお伺いいたします。

前年度より減収となっておりますが、減収となった要因、分析や、それを踏まえた今後の増収に向けた取組の方向性についてお聞かせいただきたいと思っております。

答（総合政策） ふるさと応援寄附金が減収になった要因でございますが、毎月、委託している業者と定例会でどうしてかなというようなところは分析をしている中で、傾向として、ふるさと納税の寄附額が多い上位団体はさらに寄附金が今伸びているというような状況で、逆に下位団体は寄附金が減少するという二極化がかなり進んでいるというような状況に今、全国的にある。

なぜかという、ふるさと納税の返礼品として多く選ばれるものほど検索サイトの検索の表示が上位にどんどんやっぱり出てきてしまう。そうすることでより選ばれやすく、さらになっけていってしまう。

逆に下位団体は埋もれていってしまうというようなことが発生しておってそうしたことから、高浜市は決して上位ではなくて、だんだん減少のほうに入っているのかなというようなところがございます。

これを改善していくためには、やはりPRと新規商品の開発しかないのかなというようなところを考えておりますので、いかに皆さんの目につくような形で市内事業者が作ってるすばらしいものをPRできるかというところが課題になってくるかなと考えています。

委員長 ほかに。

問(14) まず37ページ、総務管理費寄附金で公共施設等整備基金指定寄附金、200万円ありますけれども、この内容についてお答えください。

答（財務） 公共施設等整備基金指定寄附金ですが、これは次年度、湯山公園の整備に充てるための寄附金を頂いたものでございます。

委員長 ほかに。

問（7） 主要施策成果説明書の37ページの寄附金のところで、ふるさと応援寄附金のところの高浜市民の方がほかの市にふるさと納税している影響額が増えているか減っているか教えてください。

答（総合政策） ふるさと応援寄附金、逆に市民の方が市外の自治体に寄附したことによる影響額でございますが、令和4年度の課税に影響を与えている寄附金控除、これ令和3年中に他市にふるさと納税をした方の影響になりますが、そちらの寄附金控除の影響額としては1億587万6,670円ということで、前年と比べて1,500万円ぐらい増えておりますので、他市に寄附をされて市税が減

収という、そういった影響は年々増えているというような状況になっております。

委員長 ほかに。

問(13) 今、市外に寄附をされた金額が出たんですけど、それに対する経費、多分人件費は市の職員なのでなかなかこれ計算できないかと思うんですが、その他のポータルサイトの運営費とかいろんな経費がかかってくるので、令和4年度の経費、それから、これ結局そうなってくると、いわゆる出た金額のほうが大きくなるので、高浜市としては幾らの赤字になったっていうことで…。

委員長 倉田委員に申し上げます。

今、歳入に関する質問だと思うんですけど、歳出のところで聞いてください。

問(13) 歳出のところでしっかりお聞きしたいと思います。なぜ、福岡議員がよくて私が駄目なのかちょっと理解できませんけど。

あと、ふるさと応援寄附金の状況ということで、その下の寄附者の希望する活用事業ということで、活力あるまちづくり事業とか未来を担う人づくり事業とかいろいろあると思うんですけど、これってというのは、どなたがこういうのはどの事業だよっていうのを当てはめて決めているのか。そのあたりがちょっと一つ分からないのと、あと、SBPだけなぜ別枠になっているかについても御説明お願いいたします。

答(総合政策) 寄附者の希望する活用事業の金額の割り振りでございますが、これは寄附者自身がどの事業に使ってほしいよというような指定を最初ふるさと納税するとき自身でやってきますので、その積み上げというような形になっております。

高浜高校SBPにつきましては、こういったいろんな全国からの応援によってSBP活動を応援していただき、活動の継続につなげていきたいというような、いわゆるクラウドファンディング的な取組として、こういうふうに別出しでやっておりました。

その結果として、全国から110万3,000円というような寄附が集まったというような形で取り扱っておりましたので、よろしく願いいたします。

問(13) 寄附された方がこの事業に寄附しますよってというのは、もちろんそ



の人の希望なんですけど、そういう意味ではなくて、市のほうがそれぞれの事業に何を当てはめていってるのかっていうのを誰がどのように決めてるのかなっていうのがよく分からないので、その説明をしていただきたいというのと、SBPで今クラウドファンディングっていう形で集まったよっていうのは、逆に言ったらそれがすごく目立つっていうか、SBPに寄附するために高浜市に寄附しようかなっていうところで、分かりやすい部分があるかと思うんですね。そういう意味でも、例えば、よそのところだとクラウドファンディングで中学校とか小学校の子供たちの吹奏楽の楽器について、なかなか予算がつけられないからクラウドファンディングやろうとか、すごくいろいろ工夫されてやってるんですけど、高浜市だとSBPだけ、言い方よくないかもしれないけど特別にPRしていただいて、そういうことがいいのか悪いのかいろんな御意見あると思うんですけど、そういうところは、何かちょっとこれ、事業、事業とあって分かりにくいんですけど、そのあたりどのようにこういうふうにしたのか教えていただけたらと思います。

答（総合政策） どの事業にというようなところで、ここは全体の大枠が分かるような説明になっていますが、結局どの事業に充当というところは財政のほうとも調整をしまして、活力あるまちづくり事業であれば、市民協働の関係の事業だったり地域産業振興事業や産業活性化事業、未来を担う人づくりの事業では、放課後の居場所づくり事業や子ども発達応援事業、そういったような事業に財政と調整して割り振っているというようなところでございます。

また、クラウドファンディング的なというようなところで、全国的にもしっかりとやっぱり寄附者の方も目的が、このために使われてるんだっていうのを分かったほうが寄附が集まりやすいというのは存じております。なので、適切な事業が出てくれば、我々のほうも積極的にそういったものはやっていけるといいなと考えております。

委員長ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、17 款寄附金の質疑を打ち切ります。

#### 18 款 繰入金

委員長 質疑を許します。

問（12） 主要施策成果説明書 38 ページの 18 款、基金繰入金の教育振興・子育て支援基金繰入金につきまして、現在の残高をお願いします。

答（財務） 教育振興・子育て支援基金の令和 4 年度末の基金残高ですが、300 万円となっております。

委員長 ほかに。

問（13） ほかの繰入金につきましても残高を教えてください。

答（財務） まず、財政調整基金の 9 月補正後の残高でございますが、約 15 億円となっております。

続きまして、公共施設等整備基金の残高で令和 5 年度末、9 月補正後の残高ですが、2 億 5,000 万円ほどとなっております。

続きまして、奨学基金でございますが、4 年度末でお答えさせていただきますと、約 1,500 万円です。

続きまして、たかはま夢・未来基金でございますが、4 年度末で 260 万円ほどとなっております。職員研修基金でございますが、430 万円ほどとなっております。地域福祉基金でございますが、250 万円ほどとなっております。障害者福祉基金でございますが、100 万円ほどとなっております。

最後が市制施行 50 周年記念基金でございますが、こちらはゼロ円となっております。

委員長 ほかに。

#### 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、18 款繰入金の質疑を打ち切ります。

## 19 款 繰越金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、19 款繰越金の質疑を打ち切ります。

## 20 款 諸収入

委員長 質疑を許します。

問 (13) 雑入ということで、生活保護費返還金、こちらのほうが大きく金額が増になってるんですけど、こちらの要因、内容について教えてください。

答 (地域福祉) 生活保護費返還金ですけれども、昨年度、返還は 11 件ございました。その中で 1 件、障害年金を遡及受給された方がいらっしゃいまして、その方が 1 件で 430 万円ほど返還がありましたので増となっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、20 款諸収入の質疑を打ち切ります。

## 21 款 市債

委員長 質疑を許します。

問 (13) 内訳のほうを見ていただくと、主要成果の 41 ページなんですけど、老人憩の家の解体事業が 0.47、それからみどり学園の解体事業が 0.455 に対して、高取児童クラブ長寿命化改良事業のほうが同じ西尾信用金庫でありながら借入利率が 1.000 ということで、これ本当に 0.1 変わるとすごく大きく将来的にも返していかなきゃいけないお金が変わってくると思うんですけど、これ入

札でやってるので致し方ない部分はあるんですけど、あまりにもこの0.455と1.000っていうと倍ぐらい違っちゃうのかなと思うと、なかなかこれ厳しいなと思うんですけど。

例えばこの1.000、児童クラブの場合は応札者が何社あって、落札金額、それから落札率のほうを教えていただきたいのと、それから、1.000になってしまっているような何か市としての分析というか、見解があったら教えてください。何か対策とかもあわせてあったら教えてください。

答（財務） 高取児童クラブ長寿命化改良工事の入札結果でございますが、13社指名いたしまして、7社辞退で6社が応札したという結果になっております。借入利率が高い理由でございますが、銀行さんには確認してないんですが、ほかのと比べますと償還期間が長いものが借入利率が高くなってるんじゃないかと考えております。

委員長 ほかに。

問（13） 今の御答弁で償還期間が長いと借入利率が高くなるんじゃないかということで、結局、長くして少しずつ返していくっていう考えなのかなと思うんですけど、ちなみにこれ償還期間、何年になってるんでしょうか。

答（財務） 償還期間は20年で設定しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、21款市債の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員の皆様にも再度、お伝えいたします。

質疑に当たりましては、主要施策成果説明書または決算書等のページ数及び款、項、目、節をお示しいただきますようお願いいたします。

## 《歳 出》

### 1 款 議会費

委員長 質疑を許します。

意（10） 中身の質問ではないんですけども、この主要成果のこの書き方ですね。政務活動費交付金ですけども、会派名だけではちょっと不十分じゃないでしょうか。要は所属議員数を入れないと市民が見たときに、あまりに金額に差があるのは何でだということしか思われないうんですよね。そこのところをどのように考えてやられたっていうことを、別に聞かなくてもいいですけども、今後、御配慮いただきたいということです。

委員長 44 ページの御意見ということでよろしかったですね。

ほかに。

## 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、1 款議会費についての質疑を打ち切ります。

### 2 款 総務費

委員長 質疑を許します。

問（6） 3 点お願いいたします。

主要施策成果の 67 ページ、2 款 1 項 12 目、ふるさと応援事業なんですけれども、令和 3 年度は 210 種類、謝礼品があったんですけど、昨年よりかなり減少しています。その理由と、198 種類の中で、令和 4 年度、新しく謝礼品に

なったものはどのくらいあるのか教えてください。

次に、主要施策成果 71 ページ。主要新規事業のナンバー 6、2 款 1 項 12 目、ICT 推進事業のマイナポイント申し込み手続きのところなんですけれども、令和 4 年度 11 月からマイナポイント申請専用窓口の開設がされたということで、それ以降に窓口でポイントの手続を行った人の人数、また、ポイントをもらうためにマイナンバーの申請も増えたかと思えますけれども、これまでにマイナンバーカードを作成した人数が分かれば教えてください。また、現在の窓口業務の状況が分かればお願いいたします。

最後に、主要施策成果 83 ページ、2 款 1 項 16 目、防犯対策費、こちら防犯灯工事のところ、撤去が 31 基と去年の 17 基よりもかなり多くなっていますけれども、撤去した理由。あと、防犯カメラの新設が 5 基、どこへ設置したのか、こちら令和 3 年度も 5 基設置で 262 万 2,400 円、令和 4 年度は 218 万 3,500 円。かなり金額が違いますけれど、何が違うのか教えてください。

最後に、夜間の防犯パトロールが年間 52 日、こちら令和 3 年の半分の日数となっておりますが、その理由をお願いいたします。

答（総合政策） 主要施策成果 67 ページ、ふるさと応援事業の謝礼品の数でございますが、こちらにつきましては事業所さんが商品の見直し等々を行うことで、結果として減ってしまったというようなどころでございますが、令和 4 年度中の新規謝礼品としましては、24 品が新たに新規に登録をしていただいてラインナップされてきたというようなどころで入れ替わりもあるというところ、御理解いただけたらと思います。

答（防災防犯） 主要施策成果 83 ページの防犯灯の撤去理由でございますが、こちらにつきましては、どうしても夜間につけっ放しになりますので、壊れたものから撤去させていただくと。今回はたまたまこういった数が多かったということでございます。

あと、防犯カメラの設置場所でございますが、防犯カメラにつきましては、基本的には駅周辺とか集客施設の周辺に設置をしてございますが、防犯上の観点から、どこの場所かっていうのは防犯効果を高めるために、ここでの回答は控えさせていただきたいと思えます。

また、値段につきましても、やはり日々進化していくものでございますが、外に設置するものになると、どうしても高額になってくる。場所によっては、今ある既存のものに取り付けられる場合と、あとはポールからつける場合といういろいろございますので、そこで値段が変わってまいります。

最後に、夜間防犯パトロールの日数の減額でございますが、104日から52日に減少した理由でございますが、これについても、いつ、どこでやるのかっていうのは内緒にしてございます。これはあくまでも防犯効果を高める観点から、年間52日とか1週間に一日程度で十分な防犯効果が得られるんじゃないかということで、今回は52日という形にしてございます。

以上でございます。

答（ICT推進） 主要成果71ページ、主要新規事業ナンバー6、マイナポイント申請サポート業務委託料についてお答えいたします。

こちらの業務委託については、現在、本庁舎1階会計グループ前通路のところにブースを設けて対応しているものでございます。

昨年11月21日から窓口を開設しまして、令和4年11月21日から令和5年3月31日までの間で利用された方が6,660人。令和5年4月から8月末まで利用された方が3,862人ということで多くの方に利用していただいたということです。

窓口の状況という御質問ですが、まず利用されている人数の推移でございますけれども、令和5年度の話になりますが、直近4月では1,287人の方が利用されましたが、直近の令和5年8月では352人の方ということで、今年度に入っては減少傾向にございます。

また、窓口の状況でスタッフの配置については、引き続き、平日は3人体制、土曜日の午前中は2人体制で対応しております。以上です。

答（都市政策部） 先ほど、夜間の防犯パトロールでございますが、地域のまちづくり協議会、町内会の皆様が青色パトロールを実施していただいております、地域の見守り効果があり、犯罪等の抑止が働いております。

そういったこともございまして、夜間に特化した部分については、昨年度の半減の52日にて委託をさせていただいたものでございます。

答（市民窓口） マイナンバーカードの交付の状況のところの御質問にお答えさせていただきます。

令和4年度の決算でございますので、まず3月31日現在の交付件数を申し上げます。交付件数は3万2,488件。交付率につきましては65.9%が年度末の数値となります。

なお、直近の数字もお答えをさせていただきますと、8月31日現在、3万7,361件、交付率につきましては76.0%という状況になります。以上でございます。

委員長 ほかに。

問（1） 主要成果説明書の68ページ、がんばる事業者応援事業費補助金、これ11の業者に204万1,313円ということになっております。この11業者の中で開発された商品で、ふるさと納税の返礼品に採用されたものがあるのでしょうか。

答（総合政策） 主要成果68ページのがんばる事業者応援事業費補助金ですが、こちらにつきましては、ふるさと応援寄附金納税への返礼品登録が条件の一つとなっておりますので、全ての事業者がふるさと納税に返礼品を登録していただいております。

委員長 ほかに。

問（8） 主要施策成果説明書の48ページ、市民予算枠事業についてお伺いたします。

新たに2団体の申請があり、地域活動の活性化を図るために市民予算枠事業を実施致しましたが、事業の成果と今後の課題等があればお聞かせください。

答（総合政策） 主要施策成果説明書48ページ、市民予算枠事業の協働推進型の部分でございますが、新たに、多文化つながる事業と消防団もりあげ隊の事業が加わっておりますが、この2団体。

まず、多文化つながる事業のトレイディングケアの事業でございますが、3本ありまして、つなぐ農園事業、多文化環境整備ということで、市内のごみステーションに多言語化した看板を立てて設置するというようなもの。あと、多文化交流事業ということで、食を通じて日本人、外国籍の人同士が交流すると



というような事業でございますが、農園につきましては、市内3か所で週1回程度実施をしているというようなところ。ごみステーションに対する看板の設置は、市内で5か所程度、設置を既にしております。

交流事業につきましても、令和4年度、5回実施をして、成果としては外国籍市民の孤独や孤立の解消、ごみ捨てルールなど生活モラルの向上が図れたのかなと考えてございます。

消防団応援事業につきましては、令和4年度につきましては、予算枠交付金を活用して、消防団のPR動画の作成を行って、成果としては、機能別消防団員として女性団員が2名、入団をしたというところがございます。

動画につきましても、5,000回を超える再生回数となっておりますので、広くPRにつながっているのかなと思っております。

今後につきましては、さらにどのようにこの活動が広く周知され展開されていくのかということと一緒にパートナーのグループが取り組んでいかないといけないかなと考えております。

問（5） 主要成果説明書の66ページ、2款1項12目、5、アシタのたかほま研究事業の（1）のざっくばらんなカフェの開催について、それぞれの支出金額を教えてください。

69ページの2款1項12目、10、ICT推進事業の（2）のペーパーレス会議システム運用につきましても、前年度と比較して、どれだけのペーパーレス、これはキログラムであったり金額であったりについて、寄与できたかについて教えてください。

答（総合政策） 主要施策成果説明書66ページのざっくばらんなカフェの部分でございますが、8月22日に開催しました、ざっくばらんなカフェにつきましては、費用はかかっておりません。

11月12日のざっくばらんなカフェにつきましては、講師に対する謝礼として1万円。2月25日の「手話でざっく」につきましても、講師を務めてくださった団体に対して、お礼として1万円を払っております。

答（ICT推進） 主要成果69ページ、ペーパーレス会議システムの御質問ですが、この会議システムを使つての具体的なペーパーレスの枚数については集

計をしておりませんが、毎週の部長会、毎月の部長グループリーダー会、その他会議で使用していますので、相当数の枚数は削減できていると思います。

問（12） まず、3つお聞きしたいと思います。

主要施策成果説明書の48ページの2款1項3目、市民予算枠事業で、この中の地域一括交付金の一括交付型の交付金、これどういったことに使われたのか。

あと、主要施策成果説明書の51ページの2款1項4目、情報公開事業で、(2)の審査請求の状況ですが、旧年度処理中件数が28件、新規審査請求件数が6件そして採決件数が5件で、残り処理中が29件と処理にちょっと時間がかかっているように見えますけれども、その理由についてお願いしたいのと。

あと3件目が、主要施策成果説明書の57ページの2款1項7目、職員の衛生管理事業につきまして、安全運転管理者と副安全運転管理者の人数についてお願いします。

答（行政） 主要施策成果の51ページ、2款1項4目情報公開事業についてお尋ねでございました。

継続件数がある中で、新規諮問件数もございまして、今、時間がかかっている理由はというところでございますけれども、旧年度からの継続案件からやはりやっております関係上、やはりちょっと時間がかかっているというようなことにはなっておりません。ただ、私ども、故意に遅らせているとかそういうことではなくて、順々と粛々と時間をかけて討議した上で結論を出して答申を出しております。以上でございます。

答（総合政策） 市民予算枠事業の地域一括交付型、どのような事業をというようなところですが、主にまちづくり協議会が実施をしている事業となっております。具体的なものにつきましては、資料要求の資料31のほうで、まちづくり協議会を実施している事業がございまして、御覧いただけたらと思います。

答（秘書人事） 主要成果説明書57ページ。安全運転管理者及び副安全運転管理者の人数でございますが、安全運転管理者が1名、副安全運転管理者2名というところでございます。

委員長 ほかに。

問(12) あと3件、お願いします。主要施策成果説明書の58ページの2款1項8目、広報広聴事業で、広報の配布に関しまして、現在は町内会加入世帯と公共施設での配布になっているかと思います。

広報ですね、新しい施策や防犯等重要な情報が載せられて、市民全員の配布が必要だと思います。町内会未加入者への配布はどうお考えなのかお願いしたいのと。

あと、主要施策成果説明書84ページ、2款1項17目、市民相談事務事業で、(2)委託料のところ、窓口通訳等業務委託で、ポルトガル語通訳とありますけれども、現在ポルトガル語のみということでもいいのかどうか。

最後に96ページの2款3項1目、戸籍住民基本台帳事務事業に関しまして、(3)委託料のところ、窓口業務を高浜市総合サービス株式会社へ委託している人数についてお願いします。

答(総合政策) 広報の未加入者への配布というところでございますが、さきの一般質問でもありましたが、高浜市としては、今後デジタルでの広報発信というものを強化していきたいというところで、デジタル媒体でのところに力を入れております。ただ、どうしてもやはりそういうものに疎いという方もいらっしゃると思いますので、そういった方が使えるようにとか、やはり紙媒体、公共施設へ設置して、そちらを取りに来ていただくとかというので、未加入者の方に対するアプローチはしていきたいと考えております。

答(市民窓口) 84ページの市民相談のところ、ポルトガル語でございますが、現在はポルトガル語に加えまして、ベトナム語の通訳も配置をいたしております。

続きまして、96ページの委託料の窓口業務委託でございますけれども、こちらにつきましては、国の通達、例えば厚労省の請負を労働者派遣請負を適正に行うためのガイド、また内閣府が策定いたしました、地方公共団体の適正な請負業務の推進のための手引、総務省の地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン等を参考に事務を進めております。以上でございます。

問（7） 主要施策成果説明書の85ページの2款1項18目、防災活動事業の備蓄食糧について。まず、備蓄食糧としてカワラッキーの缶詰が記載されてるんですけど、この中身と、この写真を選んだ理由についてお願いします。

あと、備蓄食糧を令和4年度は何食分購入されて合計で何食分備蓄されているのか、賞味期限はどれくらいか、また賞味期限が切れたものはどのように処分されているのか教えていただきたいのと。

あと、次のページ86ページ、2款1項18目、地域防災ネットワーク支援業務委託について、講演会防災リーダー養成講座防災・減災事業実施の支援の各内容を教えてください。

また、避難所レイアウト作成業務委託の避難所レイアウトはどのようなものか。作成した6校分の内容とそのレイアウトはどのように活用されるのか教えてください。

答（市民窓口） 申し訳ありません。答弁漏れが先ほどありました。

窓口業務委託による人数でございますけども、現在、正社員とパートも含めて7名でございます。

答（防災防犯） それでは、主要施策成果説明書85ページのまず備蓄食糧の写真でございますが、こちらの写真の備蓄食糧が障害を持つ方及びその家族の方が活動できる場の提供を目的とした、NPO法人のりのりネットワークから購入した缶入りパンでございます。このような活動を少しでも応援したいという思いからこの写真を掲載させていただいております。

続きまして、備蓄食糧でございますが、令和4年度はこちらの写真の缶入りパンのほか、アルファ米、クラッカーの約9,300食分を備蓄いたしまして、合計で5万3,000食を備蓄してございます。

備蓄食糧の賞味期限でございますが、原則5年のものをそろえてございます。賞味期限に近いものにつきましては、まちづくり協議会、町内会などの地域の防災訓練に御活用いただき、使った分を買い足していく、ローリングストックを行ってございます。

引き続きまして、86ページの地域防災ネットワーク支援業務委託の内容でございますが、まず講演会の内容でございますが、1回目の講演は7月30日に地

域の防災力を高めようと、かわら美術館ホールにて 49 人の方に御参加いただいております。

2 回目の講演は 11 月 5 日に避難所運営のポイントと題し、かわら美術館にて 28 人の方に御参加いただいております。

防災リーダー養成講座でございますが、防災講演会等を受講した方向けの講座として、令和 5 年 2 月 22 日に多様な視点で防災を考える女性たちの気づく目と発想力を取り入れようと題しまして、20 人の方に御参加いただいております。

防災減災事業支援の内容でございますが、みんなで考える避難所づくりとして、まちづくり協議会、町内会、高浜市赤十字奉仕団、高浜市婦人の会、高浜市障害者自立支援協議会防災部会などに御参加いただきまして、計 4 回、いきいきホールにて避難所レイアウト案の説明等を行ったほか、特別養護老人ホーム高浜安立荘において、外国籍の従業員の方を対象に防災学習会を開催してございます。

同じく 86 ページの避難所レイアウト作成業務委託でございますが、まず避難所レイアウトにつきましては、災害が発生した場合に一時的に生活をする施設の区割りや動線を計画することで、避難者のプライバシーの確保、感染症の予防などを考慮して作成してございます。

作成した 6 校分の内容でございますが、まず市内小中学校 4 校の避難所のレイアウトの作成については、高取小学校、翼小学校、高浜中学校、南中学校を対象に、避難者が寝泊まりする避難所エリア、避難所運営の拠点となる運営エリア、コロナウイルスを含む感染症の状態別に独立させた発熱者・濃厚接触者等専用エリアなどの避難所内の区割りを作成してございます。

レイアウト図面の画像成形でございますが、こちらはドキュワークス形式で既に作成済みであった高浜小学校、吉浜小学校の避難所レイアウトを実際の面積に合わせた CAD 形式へ画像を成形したものでございます。

最後に避難所レイアウトの活用でございますが、避難所レイアウトは避難所運営を円滑に行うために活用するほか、地域の防災訓練での活用を想定してございます。以上でございます。

問（3） 61 ページの 2 款 1 項 11 目、財産管理費、庁舎管理事業の電気代に

ついてお聞きします。

これやっぱり電気代が上がってきて、去年と比較しますと倍ぐらいに上がってますけれども、様々な工夫をされておるとは思うんですけど、これはもう致し方ない数字だったのでしょうか、お聞かせください。

あと、107 ページ、2 款 8 項 1 目、基金、先ほどから聞かれてましたけど、これ予算より大分基金の残高が増えております。これは、様々な工夫をして頑張ったのか、そのあたり聞かせてください。以上です。

答（行政 主幹） 61 ページ、庁舎管理事業におけます、光熱水費に関しまして、お答えいたします。光熱水費につきまして、特に電気代が大きく金額が上がっているところがございますが、こちらにつきましては、その当時、新聞等でも報道されたところがございますが、原油ですとか、LNG、石炭といった電気、あとガスの原料費の価格の高騰、また、円安の影響もあったかと思えます。そのようなことから、電気、ガスの値上がりがございます、このような決算額になったというところがございます。以上でございます。

答（財務） 107 ページの基金運用事業でございますが、まず公共施設等整備基金につきましては、当初と比べまして、請負金額が下がったことによって、こういった当初予算と比べて増えてるということになります。

問（13） では、まず主要施策成果説明書の 45 ページ、2 款 1 項 1 目、入札契約検査管理事業につきまして、入札監視委員会の委員の謝礼ということで上がっております。この委員さんから頂いた主な指摘について、幾つかお聞かせいただきたいと思えます。

それから 46 ページの文書管理費、2 款 1 項 2 目なんですけど、ここには載ってないんですけど、顧問弁護士相談料として定例超過分、この定例超過、定例っていうのが、この表の一番下の顧問弁護士委託、こちらだと思んですけど、定例超過分及び随時ということで 24 万 4,750 円、こちらのほうが支出されてることを確認いたしました。

この支出内容は、無償借地しているかわら美術館駐車場の土地についてってことで御相談されているんですけど、これ内容っていうか、確認したところ、5 日間にわたり 13 時間相談されてるんですけど、これどのようなことを相

談されたのか、相談するような内容ではないと思うので、内容についてお聞かせください。取りあえずそこまでお願いします。

答（財務） 主要成果の45ページ、入札契約検査管理事業ですが、委員会で委員から出た意見なんですけど、近隣市と比較して落札率が高いということや指名競争入札で指名した業者が入札を辞退するものが多いので、今後、その辺について課題となっておるので、検討していただきたいという意見が出ております。

答（行政） 46ページの2款1項1目、文書管理事業の顧問相談についてのお尋ねでございました。

私ども、顧問相談の内容や回答につきましては、契約上守秘義務を負っておりますので、お答えすることはできません。

問（13） 守秘義務はいいんですけど、これ、かわら美術館駐車場ってことで今回議案に上がってる件なのかなと思うんですけど。これを3月に行ってるっていうのはちょっと意味がよく分からなくて、課税が適正にされたただけの話であって、その後の相談っていうのがよく分からないのと。あとこれ13時間もやるっていうのが全くもって理解できないんですけど、中身言えないっていうのであればどういう形で13時間やってるんでしょうか。これは私は全部資料取り寄せてるので、資料見れば、1から資料見たとしても1時間あれば理解できることですぐ判断できることですし、説明を聞けば5分で判断できることだと思うんですけど、これを13時間もかけたっていうことの理由について、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

それから48ページの2款1項3目の市民予算額事業の先ほど出ている 트레이ディングケアさんの多文化つながる事業なんですけど、65ページのほう見ていただくと、トレーディングケアさんに様々な委託をされてるんですよ。委託業者に対して、この市民協働型の交付金を出すっていうことは私はちょっと適正ではないと思いますので、このあたりについて、ぜひ、代表監査委員と議選の監査委員にそれぞれのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

取りあえずそこまでお願いします。

答（行政） 46ページの顧問弁護士相談事業について、さらにお尋ねでございました。13時間かかったとか、そういうことを言われておりますけれども、先

ほど申し上げましたように、内容ですとか具体的な進め方などにつきまして、私どものほうから回答することはできません。ただ、議案 53 号につきましてということですと、様々な議論が予想されるところではあることは認識しております。以上です。

答（総合政策） 委託をしている業者に協働推進型の交付金というところがございますが、これにつきましては市が委託をしている事業の内容、団体さんが個別に地域の中で取り組まれる活動に対する事業というところで、しっかりすみ分けをしておりますので問題ないと考えてございます。

問（13） 市はそういう考えなんですけど、監査委員さんとしてのお考えはいかがなんでしょうか。お願いいたします。

答（代表監査） 市が考えてやられていることで、それ以外にはお答えはできません。

委員長 ほかに。

問（13） すいません、答弁漏れです。議選の監査委員の御意見をお願いいたします。

委員長 代表されて答弁されたということによろしいですか。

答（代表監査） はい。

委員長 代表監査委員のほうが代表して、2人を代表して答弁されたということで。

問（13） 議選の監査委員の方も同じ御意見ということでよろしかったでしょうか。もし違っていれば、御答弁のほうお願いいたしたいと思います。

それでは、49 ページのほうにいきます。49 ページ、2 款 1 項 3 目のまちづくり協議会の地域内分権推進事業なんですけど、こちら、ふるふるさん、まちづくり協議会さんやってると思うんですけど、このふるふるさんの運営事業につきましては全てこちらの交付金の中でやってみえるというか、全部会計としてはまち協さんの中でやってみえるということによろしかったのかっていうところをお聞きしたいのと。

あと、現在の各まちづくり協議会さんの令和 4 年度末でのそれぞれ、いわゆる内部留保と言われるようなものの金額について教えてください。



答（総合政策） 主要施策成果 49 ページの部分でございますが、ふるふるの事業の運営の会計につきましては、ふるふるの喫茶の部分の運営につきましては、別のNPO法人で行っておりますので、まち協の会計とは切離して関係ないところでございます。

また、内部留保というようなところでございますが、令和4年度末の数字でございます。南部まちづくり協議会が405万9,000円、吉浜まちづくり協議会が190万2,000円プラス積立金として645万5,000円という数字になっております。翼まちづくり協議会が145万8,000円、高取まちづくり協議会が107万2,000円、高浜まちづくり協議会が296万1,000円となっております。

問（13） ごめんなさい。今、高浜まちづくり協議会は、296万2,000円ではよかったですか、最初は296万1,000円ではよかったですのかっていうところと。

先ほどふるふるさんは別ですよってということになると、ふるふるさんのほうからまち協さんに、いわゆる家賃とか光熱費とかそういうものを入れてるっていか、そういう会計上なんですか。どういう会計になってるのか教えていただきたいのと。

あと、合わせまして一番下の高取ふれあいプラザ。こちらの借地料につきまして、算定をどのようにされてるのか。課税標準額であれば課税標準額の幾つで算定されてるのか教えてください。

答（総合政策） ふるふるの部分の関係でございますが、こちら昨年の決算特別委員会でもお答えをさせていただきましたが、電気使用料につきましては、実費負担ということでまちづくり協議会のほうに収入をしていただいて、その分は市からの委託の部分は差し引いているというような取扱いでやってございます。

使用料につきましては、まちづくり協議会のふれあいプラザの使用の中で、基礎部分の運営というのも含めて指定管理としてお願いをしております。まちづくり協議会の構成団体として、1団体として一緒に担っているというところで、その部分は頂いてないというところでございます。

次に、高取ふれあいプラザの借地料のところでございますが、こちらにつきましては、令和4年度は3名の方から借地をしております。

若干それぞれで取扱いが違いますが、交渉をした中で、固定資産税相当額で契約しているところと、課税標準額の4%という形で契約しているというものがございませう。

問(13) 電気代が実費でってということなんですけど、これ電気って多分分かれてないんじゃないかなと思うんですけど、結局どういうふうに按分をされてるのかっていうところを教えてくださいたいのと。

あと、すごく今、説明全くわかんなかったんですけど、使用料については、喫茶部分についてはNPOさんと一緒にやってるからってということなんですけど、NPOさんと一緒にやってるけど、この交付金額で運営は別っていう、何かすごく会計上分かりづらいんですけど、そのあたり、ちょっと精査、きちんと整理したほうがいいと思うんですけど。そのあたり、ちょっと御意見お聞かせいただきたいのと。

電気代が実際に幾ら入ってきて、まち協さんとしては、実際幾らでそのうちの幾らなのかっていうのもお聞かせいただきたいと思います。どうやって実費を計算してるのかよく分からないんで、そののところもどういうふうにやってるのか詳しく教えてくださいたいのと。

あと、高取ふれあいプラザの借地なんですけど、3名みえて、固定資産税相当額と課税標準額の100分の4、これは固定資産税のほうは1人なのか2人なのか、どういう人数でなってるのか教えてください。

答(総合政策) 電気使用料の実費の金額の算出根拠でございませうが、こちら実際にメーターを分けるとかなりコストがかかるというところで、実際に使ってる機器等々、電気事業者さんと一緒に見まして、メーターが2つありますので、そのうち1階部分のところを主に電力使用量の多い機器に当たっているメーターの部分について、これは1階のふるふるのところが使ってるのが多いということで、そちらの部分ののりのりフットワークの会で実費負担というような形で取り交わしをして、実際、昨年度の実績としましては、140万円ぐらい電気代の実費を徴収をしております。

南部ふれあいプラザの全体の電気使用料につきましては、第1、第2ありますが、第1のほうになりますけど、年間で260万円程度の電気使用料があります

ので、そのうちの140万円は実費としてふるふるから頂いてるというようなところになります。

また使用料の部分につきましては、今後、見直しをしていく予定をしております。徴収をしていくというような形で考えております。

あと、高取ふれあいプラザの賃借料の借地の部分でございますが、固定資産税相当額が2人となっております。

委員長 ほかに。

倉田委員、引き続きこの質問まだ続けられますか、質問変わりますか。

意(13) 2款1項は変わりません。

委員長 2款1項は変わりませんが、今、高取、南部まちづくり協議会と高取ふれあいプラザの駐車場の件は終わりました。

質疑の途中ですが、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、2款総務費について質疑を許します。

問(13) では、ページ数変わりました、51ページ、2款1項4目の情報公開事業についてお聞きします。

先ほど、処理が遅いのではないかというお話がございました。私も同感です。もう1か月で大体ほかのところは出してるにもかかわらず、審査請求ですね。1か月から遅くても3か月で出してるのに、高浜は非常に遅いんですけど、この旧年度の処理中件数っていうことで、この中で、旧年度の中で一番遅いもの。情報公開審査会に請求したもので、遅いものは何年何月に請求されたものか。

それから今の結局、新規が6件来て、5件は審議されたってことなんですけど、29件の中で現在一番古いもの、一番前に審査請求したものの審査年月日について教えていただきたいと思います。

それから次ページの個人情報保護事業に関しまして、今回、個人情報保護事

業が自己情報開示請求から個人情報保護法に基づく法改正で、すごくこれ非常に複雑な条例改正によって、非常に私もなかなか理解するのが困難なんですけど、この個人情報保護条例に基づく審査請求の中で審査委員の方が、これ意見陳述に出た方からお聞きしたんですけど、行政不服審査法を知らない方が審査員になっていたってことでこれ非常に問題だと思うんですけど、その点についての市としての見解。

それから今回条例改正ですね、非常に複雑になっているこの条例改正に伴い審議できるのかということにつきましても、お答えいただきたいと思います。

取りあえずこの2点お願いします。

答（行政） 主要成果の51ページの情報公開事業についてお尋ねでございました。審査請求のうちで最も古いもの、審査請求に当たって最も古いものということですが、令和元年6月10日付で行われたものになります。以上です。

答（ICT推進） 主要成果52ページ、個人情報保護事業の件ですが、まず、昨年度の意見陳述に出られた方が、行政不服審査法を知らなかったのではないかというお話ですが、もしかすると熟知してなかったかもしれませんが、粛々と審議のほうはしていただいておりますので、引き続きお願いしたいと思っております。

もう1点、法改正については、令和5年度以降の件になりますが、審議できるのかということですが、国からもガイドライン等出ておりますので、そちらについても、適切に処理してまいりたいと思っております。

問（13） 今、一番古いもので令和元年6月10日ということではちょっとびっくりしちゃったんですけど、今の御答弁というのは、いわゆるまだ処理中であるところに入ってるものなのかどうかということと、あともう一個、審査請求が、後から審査したものが先に審査請求、後から審査請求したものが先に諮問されたり、先に口頭陳述が開かれたり、先に弁明書を出しなさいとかそういうことがあるんですけど、このあたりはどういうふうに処理をされているのか、この2点についてまずお尋ねしたいと思います。

答（行政） 引き続きまして、情報公開事業についてのお尋ねでございました。

審査請求をされたものが、後から諮問されているというようなこと、審査請求を受けてから諮問を行うのは、公開決定等を行いました所管グループになりますので、審査請求の日付と諮問の日付がずれるようなところは、もちろんございますかと思えます。

私どもの諮問された順番というところで原則として行っておりますけれども、度々、審理の迅速化を図るようなというように、いろいろ言われておりますので。資料などが共通しているようなもの、併合して審議を行うようなことができるようなものについては、併合して行うようなことがございます。

また、弁明書につきましては、諮問されたときに弁明書をお願いしております。また、口頭意見陳述をやりますよということがこれは実質的な審議に入ったというところでございます。また、処理中の案件につきましては、現在、諮問されている案件の全ての件数ということでございます。答申前の件数の全てということでございます。以上です。

問（13） すいません、ちょっと今の御答弁で分からなかったのが、さっきの令和元年6月1日が一番古かったっていうのが、まだこれは処理中ですかっていうところの確認で、もう旧年度で例えばこの裁決の内容で、結果が出てるものなのか、それともまだ処理中に入っているのかっていうことと。

あと所管グループによってって言われたんですけど、確かに所管グループによって、その所属の職員がどういうことなのか分からないけど、本当に早いところと遅いところとすごく差があるんですけど、あったとしてもやはりそれは行政グループとして適切に処理を行うために、きちんこの日までには諮問を出せるようにしなさいとか、こうしなさいとかあしなさいという指導が必要だと思うんですけど、そのあたりきちんとされてるのかどうか。あまりにも、同じ所管グループで、同じような継続審査であっても前後が逆になってることも私は知ってる、あったので、そのあたりも含めてきちんとやってほしいと思うんですけど、そのあたりの御指導はどうなんでしょうか。もしくは、情報公開審査会の委員長から何か御意見いただいてないのかなと思うんですけど、そのあたりどうでしょうか。

答（行政） 情報公開審査会について再びお尋ねでございます。

処理中の案件というところで、この 29 件の中にまだ入っているかと思えます。いついつまでに諮問しなさいということを行うかどうかということにつきましてですけれども、審査請求をされるのはあくまでも原課でございまして、それから、概ね、私どももあまりに諮問がないようなもの、審査請求を把握しておりまして、諮問がされていないようなものにつきましては、私どものほうからも、所管課のほうにお話をしております。

委員長からいろいろと言われるまでには至っておりません。以上です。

問（13） 事務処理は行政グループがやってて、審査は、審査委員のほうやっ  
てるってことなんですけど、審査委員長のほうも事務処理のほうがどれぐらい  
になってるのかっていうことが分からないようであれば、やはりそれは問題視  
もできないと思いますので、そのあたりもしっかりお伝えした上で進めていっ  
ていただきたいんですけど。

ちょっと変えます。58 ページの 2 款 1 項 8 目の広報広聴事業で、先ほど柴口  
議員のほうから未加入者への配布についてお尋ねがあったんですが、私はちょ  
っと逆の発想で聞きたいと思っております。これなぜ町内会加入者のみに特化  
して配布してるのかっていうところをお答えいただきたいんです。この町内会  
加入者のみに配布する目的について教えてください。

答（総合政策） まず、なぜ町内会の加入者のみかというようなところでござ  
いますが、町内会につきましては、従来より地域に根差した団体ということで  
地域のつながりをしっかりと持ちながら活動していただいております。そうい  
った団体を通して、今、広報配布させていただくのが一番効率的なのかなとい  
うようなことで、費用面でもそうです。かなというところで、町内会を通じて、  
広報を配布させていただいております。

特にそれ以外の方につきましては、公共施設等々にも設置してありますので、  
これまで、そちらを御利用いただいておりますというようなところでございます。

問（13） 根ざした団体ってことなんですけど、皆さん御存じのように、加入  
率が 50% 切ってしまう町内会が続々と出てきてるっていうところから、これに  
ついては見直しが必要だと思うんですね。根ざした団体ってことでいうと、例

えば刈谷市さんだと、刈谷市の町内会とは別団体を一応、ていとしてつくって、そこに町内会だけではなくて、町内会以外の人にも配るっていうこともされております。ですから、例えば、うちでいうとまち協さんがせっかくあるので、まち協さんで逆に今度は変えていくとか、何らかの対策というか大幅な方針転換が必要だと思うんですけど、そのあたりはいかがなんでしょうか。

答（総合政策） 広報の配布につきまして、大幅な方向転換というようなところ言われるように、先ほど来からもお話をさせていただいておりますが、いつでもどこでも見れる便利な時代になってまいりました。そういったメリットを最大限に私どもとしては生かしたいということで、広報をなるべくデジタル化、紙を削減していきたいというSDGsの観点もございます。そういったような形で方向転換というのはしていきたいと考えてございます。

問（13） デジタル化ね、まだ高齢者の方は難しいですので、一度考えていただけたらなと思うんですけど。

59 ページ、2 款 1 項 9 目の財政管理事業の委託料についてお伺いしたいと思います。統一的基準対応公会計制度財務書類作成・分析等業務委託、こちらの業務の以前、公会計にしたときの使用料、手数料の見直しについて、お聞きしていた議員がいたかと思うんですけど、このあたりはどうなってるのか。それから、この委託による今回の成果というか、活用につきましてお聞かせください。

委員長 倉田委員に申し上げます。

これだけですか。2、3問にまとめて質問をお願いしてるはずですが。よろしいですか。

問（13） 私は、使用料、手数料の見直しともう1個、目的と活用について、今に2問しましたので、もっとしたほうがいいんですか。次にもやったほうがいいですか、まだありますけど。

委員長 そうですね。もう1項目ぐらいお願いします。

問（13） では62ページに飛びます。2款1項11目、財産管理事業の火災保険料ということで、116件、186万6,470円なんですけど、以前、たしか、現在取壊しが始まっております旧高浜分院につきまして、高浜市の所有でないにも

かかわらず、こちらの共済会のほうで火災保険料を市のほうが支払っていたということで、私が注視してるところなんですけど、こちらにつきまして、ほかに高浜市所有でないものについて、火災保険をかけている場所があるかどうかの確認をお願いいたします。

答（財務） 主要成果の 59 ページの委託料ですが、統一的基準対応公会計制度財務諸表の作成・分析等業務委託ですが、以前、別々にコスト計算書をこの中に踏まえまして、来年度、使用料や手数料を見直すということで、今年度中にマニュアルづくりをしているところでございます。

公会計の今後の活用ということですが、全国的に今問題視されているのが、今後どのようにこの公会計を活用していくかっていうことが、課題となっていて、本市におきましても、地方公会計の全ての情報を生かすことは難しいという見解がありまして、現金主義の決算で明らかにならない資産情報や発生主義に基づくフルコスト情報を示す上で、公会計は有効であると思います。

これを踏まえまして、公共施設の FM マネジメントにおいて、固定資産台帳のデータを生かすことを今後の活用の中心と考えております。

システム等の委託料を合わせることによって、予算及び事務費の軽減にもつながると考えております。

続きまして、主要成果の 62 ページの火災保険料ですが、この 116 件の中に高浜市以外の建物は旧高浜分院だけとなっております。

問（13） 同じく 62 ページの財産管理事業の土地建物借上料ということで、市駐車場、市職員駐車場、旧大山会館、この 3 点につきまして、先ほどと同じく、借地料の算定の根拠について教えてください。

それから、その下の工事請負費、土砂入替工事ということで、831 万 6,000 円上がっております。こちらにつきましてはこの工事をした理由、そして場所につきまして教えてください。お願いいたします。

答（財務） 同じく主要成果 62 ページの土地建物賃借料でございます。市駐車場、市職員駐車場の賃借料の計算方式でございますが、土地の課税標準額に 100 分の 4 を乗じた額で借入れしております。

旧大山会館につきましては、土地の固定資産税相当額及び都市計画税相当額



の合計に2分の1を乗じた額で借入れをしております。

下の4番の工事請負費でございますが、土砂入替工事を行った場所は、普通財産の青木町5丁目となっております。

土砂の入替えを行った理由としましては、令和2年度に土地の土質調査を行った結果、廃棄物等が購入しているのが判明したため、令和4年度に土砂の入替えを行うものとなります。

問(13) 土砂の入替えを行わなければならなかった理由については、ちょっと今お答えがありませんでしたのでお願いいたします。

次、64ページなんですけど、2款1項12目、みんなでまちづくり事業についてお伺いしたいと思います。

こちら、まず、まちづくり協議会サミットなんですけど、昨年度も聞いたんですけど、町内会と合同でっていうことなんですけど、町内会と合同はいいんですけど、まちづくり協議会の在り方などについての意見交換ということで、やはりまちづくり協議会に関わってる人には1人でも多くの方に御参加いただけるといいかなと思うんですけど、まちづくり協議会っていうのは、町内会、例えば、吉浜だと5町の住民全員が吉浜まちづくり協議会の会員ですよってことであるのであれば、やはり皆さんに多くの方から御意見いただけるといいと思うんですけど、そのあたりはどのような募集を昨年度されたのかっていうところについてお聞きしたいと思います。

それから、その下、地域日本語教育推進業務委託。こちらが、多文化子育てサロン、これが昨年度と比べて利用者組数がまず減っています。開催は同じなんですけど。

あと初期の日本語教育が開催回数は今回96回で、昨年度72回ということで増えてはいるんですけど、利用者数もこちらは増えております。増えてることはいいんですけど、こちらが委託料のほうが、昨年度が444万2,500円なんです。これ令和2年度が260万円余りで、令和3年度が288万円余りということで、毎年毎年、どんどんどんどん増えてるんですけど、この増えてるっていうことにつきまして御説明をいただきたいなっていうところと。

その下の多文化共生コミュニティセンターの運営事業、こちらのほうも、昨

年度が 473 万円のところが 777 万円というところ。こちらが、やはり、日中、外国籍の方ってすごくいろんなところで働いてる方が多い。特に共働きで働いてる方が多いもんですから、日曜日とか土曜日とかに利用される方が多いのかなと思うんですけど、平日の夜とかも利用したいという方も出てきていると思うんですけど、利用時間につきまして、どのような形になっているのか。変化してきているのか変わっていないのか、そのあたりについても教えていただきたいのと。

あとこの利用者数なんですけど、確かに昨年度に比べてすごく増えてるんです。増えてるのはいいんですけど、この 5,552 人のうち、高浜市在住の方については、何人ぐらい見えるのかっていうことを確認したいと思います。お願いします。

答（財務） 主要成果 62 ページの工事請負費で、この工事をやった理由でございしますが、売払いをするに当たりまして、土質調査を行ったら廃棄物が混入しておったため、その廃棄物を処理して一応入れ替える工事をしたということになります。

答（総合政策） 主要施策成果説明書 64 ページ、まず、まちづくり協議会サミットの件でございしますが、こちら、昨年の決算のところでもお話をいたしました。が、まちづくり協議会の会長や事務局長といったトップが集まって、意見交換するというようなところになります。

多くの人からの意見というようなところですが、そういったような兼ね合いから、この会議自体に多くの方を入れるということは毎回は想定してなくて、逆にその地域の中で、まちづくり協議会の会長や事務局長さん、いろんな声を聞いてそれをもってこちらに集まっていたいただいておりますので、そういった意味で多くの意見を取り入れるための場になっているのかなと考えてございます。

続きまして、地域日本語教育業務委託料ですが、こちらにつきまして子育てサロンの人数がというところですが、こちら正直実際やってみると、言われるように共働きの方も多くて、なかなか親子っていうのが集まりにくいというのがちょっと正直課題だというのは認識をしております。

また、初期日本語教室ですが、こちらにつきましても周知されるに当たりど

んどん人が増えていくとやはりそれにかかる人工等々も増えてまいりますので、そういった観点で、金額、人員配置というところで、金額が増えているというようなところがございます。

次に、センターの部分でございますが、センター運営につきましても、令和4年度は5,000人を超える方が延べ利用をしていただいたということで、こちら周知されるに当たり、どんどんと利用者が増え、それに対応すべく人員も必要となってくるため、ここら辺は協議の中で予算を決定してきているというところがございます。

センター自体の利用時間につきましては、変更なく朝9時から4時までというようなところでやっております。

利用者数の中で高浜市内の方がどれくらいいるのかというようなところなんですけど、いつも入り口のところで名前等々を書いてもらうんですが、国籍を書くことはあるんですが、どこの市から来てるというところまではまだとってないので、その部分については、今後、確認ができるようならしてくようにいたしますが、今のところ、数字としては持っておりません。

問(13) 62ページの土砂の入替えですけど、これ、結局、売払ってということのために産廃が出てきたよってことは分かったんですけど、結局これというのは、もう売却済みなのか、売却済みであれば、売却金額のほうを教えてくださいましたらと思います。

それから、先ほどから話に出てる多文化共生の件なんですけど、まず、この日本語教育推進業務委託なんですけど、こちらの人員配置についてはどれぐらいの方が業務委託で関わってみえるのか、正規が何人なのか非正規が何人なのか。

それから多文化コミュニティセンターにつきましても、人員配置について細かく教えていただきたいのと。

先ほど開館時間は変わりませんよという御答弁だったんですけど、9時から、ごめんなさい、そのあとの何時っていうのが私のほうで聞き取れなかったもので、再度お答えいただけたらと思います。お願いいたします。

答(財務) 主要成果62ページ、土砂入替工事の土地なんですけど、まだ売払い

を行ってませんが、不動産鑑定の評価といたしましては、1,160万8,000円の評価が出ております。

答（総合政策） 日本語教育業務とセンターの関わっている人数のところでございますが、子育てサロンにつきましては、子育てサロンと日本語教室の兼でコーディネートする人が1人、日本語教室で2人、子育てサロン要員としては1人、作業補助ということで3人、保育業務として子育てサロン全部を通して1人というような形になってございます。

センターの運營業務につきましては、平日については2人、土曜日につきましては、やはり先ほどから言われるように、かなり多くの方が来ますので5人体制というような形になってございます。

開館時間につきましては、9時から16時というような形になっております。よろしく申し上げます。

問（13） この空き店舗等の使用ということで、 트레이ディングケアさんが利用されてるとこだと思うんですけど、163万1,520円。以前、私ちょっと聞いたことがあるんですけど、耐震については調査されていないということで、耐震があるのかないのかも分からないってことだったので、こちらについてその後どうであるのか、状況についてをお聞きしたいのと。

委員長 倉田委員に申し上げます。

今、使用料及び賃借料の項目になります。そのあたりについて議題の範疇超えてると思いますので、質問を変えてください。

問（13） この金額が妥当かどうかという点につきまして、耐震があるのかないのかきちんと聞きたいですし、やはり利用される方たちの安全を求めたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

それから、この土地、これ借りてる住所が、1階と2階の平米が書いてあるんですけど、それぞれこれ土地が幾らで、建物が幾らかっていうところについてお聞かせいただきたいのと、またそれぞれの積算根拠についても教えてください。

委員長 答えられる範疇で結構ですのでお願いします。

答（総合政策） まず、耐震の部分でございしますが、耐震につきましては民間

の建物を借りておりますので、行政が勝手にどうこうということはできませんが、その耐震があるかどうかというのは書類がございませんので不明というような形になっております。

使用料、賃借料の部分でございしますが、実際これ土地と建物一括でそれぞれ幾らということに分かれていないというようなところがありまして、全て込み込みというようなところでもございますが、月、税込みで13万2,000円というような形で積算となっております。

問(13) 私があえて耐震のことを聞いたっていうのは、やはり耐震が不明であれば、公共施設とか空いてるところがございしますので、そういうところをやはり考えていただければ、この委託金額っていうのも必要なくなってくるわけですよ。そういう意味でも、やはりこれが本当に必要かどうかっていうところを含め、そうしたところからお聞きしてるわけです。ですので、やっぱりそういうところも今後考えていただきたいと思っておりますし、今一括で13万2,000円というお話があったんですけど、これ1階と2階って書いてあって、以前、駐車場のほうも込みで契約しますっていうお話があったので、駐車場のほうが込みでっていう、その確認と。この13万2,000円というのが適正かどうかなのかなというのがちょっとよく分からないので、この13万2,000円にした根拠についてもあわせてお答えいただきたいと思っております。

それから、引き続き67ページ、2款1項12目、公共施設総合管理計画推進事業よりお聞きしてまいります。

委託料583万円、これを使ったということであれば、やはりこれが絵にかいた餅にならないようにしっかり活用していただきたいと思うんですけど、活用につきまして、どのようにしっかり活用できていけるのかっていうところをちょっとお聞かせいただきたいなと思っております。

それから、その下、ふるさと応援事業支援業務委託料のほうも載っております。それから次のポータルサイト運営手数料ということが載ってるんですけど、ふるさと応援事業、先ほど収入のほうでお聞かせいただきましたが、結局、これ以外にも多分何か細かいいろんな送料とか振込手数料とかいろんなものがかかってくると思うんですけど、ふるさと応援事業として結局、手数料とか、こ

れに係る事業をするに当たっての雑費というか、いろんな諸々のことがかかってくるこの業務委託もそうですし、ポータルサイトの運営事業、それから、さっき言った手数料とかそういうものを合わせて、結局、幾らかかって、先ほどあった他市に出てっちゃった分、それから当市に入ってきた分、これを以前もお聞きしたんですけど、全部計算すると、今回多分マイナスになるんですけど、マイナス幾らぐらいになって、それについてどのような見解であるかっていうことについてお聞きしたいのと。

あと先ほども言った、がんばる事業者応援事業費補助金、これによって新たな商品の開拓とかをされたと思うんですけど、ここの開拓されたものにつきまして、どれぐらいふるさとの返礼品として出たのかにつきまして、詳しく教えてください。

委員長 当局に申し上げます。

重複してる質問が2点ほどあります。そちらにつきましては、答える必要はないかと思しますので、よろしく願いいたします。

答（総合政策） まず主要施策成果 65 ページの空き店舗等使用料の部分でございしますが、こちら駐車場の分も含んでこの金額というような形です。また、もちろん公共施設、他の公共施設の利用実態がどんどん変わってくると思います。そういったところで、良いところが空くような、使えるようなところがあれば、移っていききたいとも考えております。

また、13万2,000円の月額が適正と思う根拠でございしますが、何をもってちょっと適正というのかが分かりませんが、こちらとしましては、十分適正なのかなと考えており、それで契約をしているというところでございます。

次に、67ページのふるさと応援事業についてでございますが、歳入、ふるさと応援寄附金が8,200万円なのがしというところで、歳出につきましてはここに書いてあるふるさと応援事業の事業費が全部でございます。それに、先ほどありました寄附金控除の影響額というものを差し引くと、結局のところ、6,823万4,903円のマイナスというような形になっておりまして、マイナス額が昨年と比べても4,000万円ぐらい増えておりますので、市外に財源が流出してるというところは早急に変えていかないといけないと考えてございます。

次に、がんばる事業者応援補助金の部分でございますが、こちらは先ほどのマイナスを少しでも改善しようということで取り組んできましたが、その効果の部分でございますが、これ令和3年度と令和4年度と2年やっております。令和3年度に申請してもらって増えた返礼品が令和4年度でどれぐらいの歳入になったかという、391万1,000円の効果がありました。

令和4年度に申請をされて返礼品登録したものにつきましては、あんまり期間がなかったですので、令和4年度中に29万4,000円のプラスというようところで、合わせて430万円ぐらいのプラス効果があったというようところでございます。

問(13) 答えにくいところすごくきちんと答えていただいております。ありがとうございます。ただ、やっぱり本当にこの制度自体が、私はちょっとすごく問題があると思ってるんですけど、ある以上はやっていかなきゃいけないっていうところで、すごく苦しいところだなと思うんですけど、このふるさと応援事業だけに関わってる、専門でやってるような職員っていう方は見えるのかどうか、そこだけ確認したいと思います。

答(総合政策) 専任という職員はおらず、ほかの業務もやりながらというような形になってございます。

問(13) では、大分飛びまして、83ページ、2款1項16目についてお聞きしたいと思います。防犯灯、先ほどからお話があります。高浜はどうも、ちょっとほかの市からいろいろ聞かれて分かったんですけど、防犯灯の設置のための条例がちょっと高浜市はないようなんですけど、これ条例制定したほうがいいと思うんですけど、そのあたりのお考えはどうなのか。制定する予定があるのかなのか、それによって歳出変わってくると思いますのでお聞かせいただきたいのと。

あと、ちょっとまたここも飛びますけど、89ページの2款1項20目の2、社会福祉費支給事業等補助金返還金、ここにつきましてのコロナウイルスワクチンの返還金、国庫補助金と国庫負担金のほう、こちらが大きく出てるっていうところで、このあたりのことについて御説明いただけたらと思います。

以上、取りあえず2点お願いします。

答（防災防犯） 防犯灯の設置に関しましては、高浜市防犯灯の設置等に関する要綱というのがございまして、これに基づいて設置をしております。以上でございます。

答（健康推進） 主要成果 89 ページの社会福祉費、社会福祉事業費等補助金返還金の中の新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業費の国庫補助金と接種対策費国庫負担金の返還金につきましての御説明をさせていただきます。

まず、接種体制確保事業費の補助金につきましては、コロナワクチンの接種にかかるコールセンターや接種券等の印刷や通知そしてシステム改修やディープフリーザーなどの事業費で、令和 2 年度におきましては、通知発送はなくなったこと、そして備品の購入費が見込みを下回ったことによって減額をして返還金が発生したというものになります。

続いて、接種対策費の国庫負担金につきましては、ワクチン接種にかかる費用、医療機関のほうにお支払いする委託料となります。

接種対象者は概ね見込みどおりだったんですが、時間外に加算や休日加算の分が見込みを下回ったことによって、発生した返還金となります。

問（13） 2 款 1 項 16 目の先ほどの防犯灯設置のための条例なんですけど、要綱があるってことなんですけど、今後、条例制定もされないってことなのかどうかの最後確認と。

あと、今の 2 款 1 項 20 目のコロナウイルスなんですけど、結局これは見込みよりも、現在コロナウイルスの、昨年、令和 4 年度の接種、いわゆる接種する日と接種回数が減ったということでよかったのかってことで、もし何か私の理解が違っていけば、訂正お願いしたいと思います。

それから 2 款 2 項 1 目の先ほどからお話にあります委託料の高浜市総合サービスの委託料なんですけど、これ、再度確認したいのが随契約かどうかというところと随意契約の理由。それから、先ほど正規とパート含め 7 名ということだったんですけど、正規が何名なのか、パートが何名なのかについてお聞かせいただきたいと思います。

それから 92 ページの 2 款 2 項 1 目で、空中写真撮影及び土地家屋合成図修正等業務委託なんですけど、これ括弧があるってことは債務負担もあるのかな



っていうとこなんですけど。

昔は多分、航空写真で現在の各家の土地とか建物とかその辺りを確認されると思うんですけど、今は航空写真ではなくてドローンもありますし、それからグーグルとかでいろいろほかにも見る手だてってというのはあるもんですから、なかなかちょっとそういうところを軌道修正っていうか大きく舵を切るってというのは難しいのかもしれないんですけど、そのあたり、今後、こういったことが変えていけるんじゃないか、こういったお金も将来的に必要ななくなるとか、なくなるわけではないんですけど、もう少し効率的で効果的な契約ができるのではないかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

答（市民窓口） 96 ページの窓口業務委託の件でございます。契約方法につきまして、随意契約、自治法施行令第 167 条の 2 というところでお答えをさせていただきます。社員数につきましては、正規社員 6 名、パートが 1 名、計 7 名でございます。（後述訂正あり。）

答（都市政策部） 防犯灯設置に関する条例の件でございますが、防犯灯設置につきましては、まちづくり協議会や町内会の方々から地域の声を頂きながら、設置、検討して、今現在、条例を制定する必要はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

答（健康推進） コロナワクチンの国庫返還金につきまして、接種率が低かったかというような御質問だったかと思いますが、令和 3 年 5 月 24 日からワクチン接種のほうが市内医療機関で開始されましたが、特例臨時接種の詳細についてはぎりぎりまで私たちのほうにも詳細がお示しされることはなかった中で、いろいろな事業費で必要になるものを予算計上しておりまして、実績として不要だったものを、返還金としてお返しさせていただいたという形になります。

答（税務） 主要成果 91 ページにおける空中写真撮影に関する委託でございますけれども、やはり課税、固定資産の課税客体の把握をより正確にするという観点から考えますと、現在の空中写真の撮影の方法が適当であろうかと考えておりますので、同様な形態で委託をすることを考えております。以上です。

問(13) ちょっとここでお聞きしていいか分からないんですけど、やはり今、ワクチン接種による健康被害を訴えられていてということで、なかなか国へ申

請しても保障されてないっていうところから、各自治体のほうが、今後、どういう形で保障されていくかについて、非常にこれ大きな問題になってくるかと思うんですけど、本当に救済すべき人は救済してほしいと思うんですけど、高浜市において、こうした申請っていうのは現在まで何件あったか。例えば、令和4年度に何件あったのか、そのあたり分かる範囲でお願いしたいと思います。

それから、引き続き、92 ページ、2 款 2 項 1 目の 4、市税等徴収事業についてお聞きしたいと思います。

こちら、昨年度、何件、本来、賦課しなきゃいけないというところに賦課されてなかったために課税をしたところがあるのかということについてお聞きしたいと思います。いわゆる、今回の議案で出てるような美術館の土地みたいに、本来は賦課しなきゃいけなかったところに何らかの建物がいつの間にか建つとか、いろんなことによって課税されていなかった、そういうところに調査して賦課したよっていうところが何件あるのかについて、引き続き教えてください。取りあえずその 2 点お願いいたします。

委員長 答えられる範疇で結構ですので、よろしく申し上げます。

答（健康推進） 本市のコロナ接種における健康被害の給付制度の窓口につきましては、健康推進グループとなります。以前の議会で御答弁させていただいたかと思いますが、今までにこの救済制度の申請は 1 件ございまして、令和 5 年 2 月に申請があったため、健康被害調査委員会を 3 月に開催をし、県を通じて国、厚生労働省のほうに進達をしております。

答（税務） 主要成果 92 ページに関連してお答えいたします。確かに今回の固定資産税の件もそうなんですけれども、例えば、非課税になったものを課税したということだと、固定資産税に限らず、ほかの住民税でも同じようなケースがございます。

件数については、多々あるんですが、その件数が何件かというのは、今、こちらの手元には把握はしてございません。以上です。

問（13） どれぐらいそういうところがあって、どれぐらいしっかり調査されたのかなっていうところを確認したいと思ってお聞きしましたので、後でも結

構ですので、件数分かればお願いしたいと思います。

それから、2款3項1目の戸籍住民基本台帳事務事業で、証明書コンビニ交付ということで3年度より、倍弱ですね、コンビニ交付のほうが増えてきております。本当にマイナンバーカードを、先ほども御答弁あったように所持する人が増えたということで、コンビニ交付のほうが今後も増えてくると思うんですけど、これ私も知ってびっくりしたんですけど、コンビニ交付で高浜市だけ戸籍が出ないということで、これ逆に住民票より戸籍のほうが出ないと、例えば、ここに戸籍があるんだけど引っ越して違うところに行った、遠くに行っちゃった方が、戸籍が必要なときにすごく不便なんですけど、なぜ、コンビニ交付で高浜市だけ戸籍が出ないという状況になってるのかについてお聞きしたいんですけど。市民の声として、いろいろいただいておりますので、教えてください。

あと、もう1点、引き続き。ここで戸籍とか除籍とかいろんな証明書を市民窓口のほうで発行してくと思うんですけど、以前から言っております書かない窓口ってということで、新しい機器の導入をされましたけど、そのあたりの今の状況についても併せてお聞きかせください。

それから、96 ページ、2款3項1目の窓口業務委託。こちらのほうも高浜市総合サービスということで、こちらが多分、随契かなっていうところで、その部分につきましても確認をとりたいていうところと。

それから、先ほどと同じく、正規、非正規、何人かっていうところと。

あと、委託金額っていうところで、今、消費税が10%に上がっておりますので、このうち消費税としての金額、幾ら上乗せされてるのかについてもお答えください。お願いします。

答（市民窓口） コンビニ交付で戸籍が発行できないのが高浜市と、近隣市で申しますと、西尾市さんというところでございます。

コンビニ交付をする際にデータ移行等々、かなりの費用が発生するということがありまして、現在に至っておるという状況でございます。

あと、書かない窓口につきましては、現在、いきいき広場のほうに機械のほうを設置されて運用されておるといふふうにお聞きをしています。

委員長 市民窓口グループ、御答弁もう1問あると思いますが。96 ページです。

答（市民窓口） 先ほどお答えした 96 ページの窓口業務委託の件だと思えますけども、先ほどと重複すると思っております。（後述答弁あり）

答（ICT推進） 書かないシステムの件で補足をさせていただきます。マイナンバーカードや免許証を読み取ってデータ化する読み取り機については、一昨年だったと思えますが、機械を購入し買取りをしております。

買取りをしてシステムを入れたってということで、第一歩は進めたとは思いますが、その後の運用のところ、まだまだ課題整理が必要なのかなということ、今、ICT推進グループを中心に引き続き、検討課題となっておりますのでございます。

答（市民窓口） 先ほど 91 ページの税務のほうの窓口で私、お答えをしちゃったようでございまして、96 ページの窓口業務委託、改めて御答弁させていただきます。

正規社員が 6 名、パートが 1 名の計 7 名でございます。以上です。

答（税務） 申し訳ございませんでした。主要成果 91 ページにおける、窓口業務委託のところですが、契約は随意契約となっております。

それから、職員数がちょっと正規とパートの内訳はちょっと掴んでおりませんが、全体で 4 名の方で、窓口で普段いらっしゃっているのは、正規が 2 人、それからパートが 2 名の 4 名でとなっております。以上です。

問（13） 結局、ちょっと消費税の御答弁がなかったので、消費税についてお聞かせいただきたいのと、あと、先ほど、戸籍を入れるとかなりの金額になるってことなんですけど、このかなりの金額ってのはどれぐらいなのかなと思うんですけど。これだけマイナンバーが普及して、今回、コンビニ交付が 6,121 件ということで増えてるので、どれぐらい経済効果があるかっていうことを諮りたいと思えますので、お聞かせください。

それから、97 ページのいきいき広場の出張所事業として証明書の発行件数のほうが出ております。それで、この下の時間帯別の発行件数ということで、昼間と夜間ということで、令和 3 年度と 4 年度が書かれておりました、私ちょっとこのデータ見たら、夜間のところが案外多いんだなっていうことで、やはり日中働いている方が多いからこういう結果になるのは当然かもしれないんです

けど、案外、夜間も皆さん知ってて、証明書の交付、発行に見えてるんだなどということを知ったんですけど。そうすると、休日の発行につきましては、どれぐらいあるのかなということにつきまして教えていただけたらなと思っております。先ほどの御答弁の答弁漏れとあわせて教えていただきたいと思っております。以上です。

答（市民窓口） 先ほど答弁申し上げました、コンビニ交付の戸籍の情報の件でございます。正確な数字はちょっとその当時のものが、私は把握しておりませんが、お聞きしてるのは数千万はかかるというふうにお聞きしております。

答（市民部） 証明書コンビニ交付の戸籍関係の発行でございますが、今、国において標準化といいますか、もう、早晚、戸籍を発行、転入転出はもちろん、来年からもう役所に来なくてもできるような仕組みになりますし、そういった中で、戸籍については、その当時、システムの関係で導入はできなかったんですけれども、近い将来、そういう戸籍、こういうものを発行しなくても、デジタルで相互の自治体が見れるような環境が整ってくると思っておりますので、それまで、ちょっとしばらくできないということを御理解いただきたいと思っております。

答（地域福祉） いきいき広場出張所におきましては、現在、休日はやっておりませんので、発行はありません。

問（13） 先ほどの高浜市総合サービスのほうの職員の数を教えていただいたんですけど、これ多分、消費税を上乗せした金額だと思いますので、それぞれの消費税について、幾らになってるのか教えていただきたいと思っております。

それから104ページの2款6項1目の2、監査委員事務局運営事業についてお聞きしたいと思います。

令和4年度の外部監査はどこであったのかについてお聞かせいただきたいのと、あと監査委員の御意見については、令和4年度の外部監査について、それぞれ御意見について何か指摘事項とか多分あると思っておりますのでそういう点について教えてください。

答（市民窓口） 96ページの窓口業務委託の消費税の関係でございます。96ページを御覧いただきまして、委託金額2,548万7,000円、こちら税込みにな

りますので、これの10%ということになります。

答（監査） 主要成果104ページの外部監査の関係なんですけど、こちらにつきましては、財政援助団体等監査として、指定管理で高浜まちづくり協議会を行っております。それから、財政援助団体として、社会福祉法人高浜市社会福祉協議会のほうを行っております。（後述訂正あり。）

監査委員の意見としましては、結果報告も既にしておりますように、特に指摘する内容等はありませんでした。以上です。

問（13） 外部監査で、まち協と社協さんということなんですけど、法的に問題がなくてもやはりいろんなところは御指摘がないと、逆に何かあまりやってみる意味がないというか、全くなかったってことなんですかね、そのあたり少しでもあれば、どのようなところに気をつけて監査されているのか、今後の改善の道のりとなると思いますので、ぜひ教えていただきたいと思います。

では、そこも含めて御答弁いただきたいのと、110ページ、3款1項2目のいきいき広場の管理者さんです。

委員長 今、2款です。

問（13） 失礼いたしました。

答（監査） すいません、先ほど、財政援助団体の監査したところで、高浜まちづくり協議会と申し上げましたが、高浜南部まちづくり協議会の訂正でお願いいたします。

それから、あと監査につきましては、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼に監査しております。こうした中で、お話ありましたように、指摘事項として挙げられるものはありませんでした。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、2款総務費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 57 分

再開 午後 2 時 06 分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで委員の皆様、そして当局の皆様にお願いがございます。

質問につきましては、簡潔明瞭に、同様に答弁につきましても簡潔明瞭にお願いいたします。

あわせて委員の皆様をお願いいたします。

ほかの委員の質問、それから、答弁、しっかり聞いていただきまして、質問が重複することのないよう、よろしくをお願いいたします。

### 3 款 民生費

委員長 質疑を許します。

問（8） 2 点お願いします。

主要施策のほうの 112 ページ、避難行動要支援者支援事業についてお伺いいたします。

避難行動要支援者個別避難計画の進捗状況についてお聞かせください。

2 点目です。139 ページ、高浜市子ども貧困対策会議内の子ども食堂について、お伺いさせていただきます。

子ども食堂の運営状況と支援基金の状況についてお聞かせください。

答（地域福祉） まず、避難行動要支援者個別支援計画の進捗状況ということですが、避難行動要支援者の対象と思われる方に対しまして、令和 3 年、4 年の 2 年間をかけて登録の依頼を行っております。75 歳以上の高齢者だったりとか、要介護 3 以上の方、障害をお持ちの方など約 3,400 名の方に登録依頼を行いまして、2,300 名の方から現在返信がありました。

そのうち 1,044 名の方から避難支援者の方へ情報提供することに対しての同

意を頂いておりまして、個別避難計画の作成を行っております。

その 1,044 名の個別支援計画の内容について充足されているかという点、100%使えるというものではございませんので、そちらを現在更新しながら、さらに災害時に助けに行く人が決まっていなかったり、活用可能な状態になっていない計画を更新するように現在、地域と話合いの機会を重ねております。災害時に使えるような計画を作っているという段階でございます。

あと、こども食堂の運営状況と基金の状況ですけれども、こども食堂につきましては、令和 4 年段階で 1 か所ありました。コロナ禍以降は、その 1 か所でお弁当の配布を行っておるところです。

また、こども食堂という意味ではちょっと違いますが、学習支援事業のときに昼職支援を行っております。

また、基金の状況ですけれども、こども食堂を奨励するために、目的に賛同する個人の方、もしくは企業、団体の方から寄附金を頂いております。平成 28 年に設立してから累計で 500 万円を超える寄附をいただいております。令和 4 年度につきましては、51 件、68 万 1,121 円の寄附をいただきまして、38 万 9,021 円使用しております。

以上です。

委員長 ほかに。

問（6） 2 点、お願いいたします。主要施策成果 137 ページ、3 款 1 項 8 目、生活困窮者自立支援事業のところなんですけれども、自立相談支援事業の新規相談受付け数、相談件数、プラン作成件数は、令和 2 年、令和 3 年、令和 4 年度、年々減少しております。プラン作成については特に 10 分の 1 になっていますが、その理由について教えてください。

あと 1 点、主要施策成果 167 ページ、3 款 2 項 3 目、子育て推進事業、子育て・家族支援者養成講座開催事業。こちら昨年よりも 90 万円ぐらい増えております。その理由と、講座を受けられた方で、その後、市内で就業される方はどのくらいみえるのか教えてください。

答（こども育成） 子育て推進事業についてお答えさせていただきます。

委託料が増えた理由でございますが、コロナの影響が和らいだ中で、令和 3



年度にオンライン授業を行っていたものが、実際、講師が出向いて行うことになったというのが主な理由となります。

また、子育て支援員の研修の中で5名、新規で受けられておりますが、うち2名が令和5年、新たに事業に従事してございます。

答（地域福祉） 生活困窮者自立支援事業のプラン作成件数についてですけれども、令和2年、令和3年につきましては、やっぱりコロナの影響が多くて相談もすごくたくさんありました。令和4年に入りまして落ちついてきたので、プラン作成の件数がすごく減っておりますが、相談件数自体は、半分までは減ってない。また、相談、新規の受付もそれなりにありますが、プランの作成に至る件数が大きく減っております。少しの相談で改善される方はプラン作成まで至らないこともありますので、減っているという状況です。

委員長 ほかに。

問（12） 3点ほどお聞きします。

1つ目、主要施策成果説明書の128ページ、3款1項5目、高齢者等生活支援事業で、（1）配食サービス事業の利用率と、ここ数年間の利用率の変動を教えてください。

2つ目に、同じく174ページの3款3項2目、生活保護事業に関しまして、ここ数年間の世帯当たりの保護費がどう変化しているのかお願いします。そして、物価高騰等によって生活保護世帯の方、特に生活が厳しくなっていると思いますけれども、どういった対応をしているのか。また、地球温暖化によって平均気温が上昇していますが、猛暑の中、エアコンが故障してもなかなかこうした方は修理や買い替えというのは難しいかと思います。そういう場合の補助とか対応はどうなっているのか、お願いします。

そして、3つ目、決算書140ページ、3款1項6目12節、委託料につきまして、10月からインボイス制度が運用開始予定となっております。

このまま実施となると、この高浜市シルバー人材センターで働く会員さん方も対象となります。この会員さんが手にする配分額は少額の上に、事務処理の煩雑さから、とてもインボイスを発行する課税事業者にはなれないのが現実だと思います。

こうした状況を踏まえて、市が発注する公共事業について、今後、委託料の増額とか検討すべきではないかと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。お願いします。

答（福祉まるごと相談） 128 ページ、配食サービスについてですが、利用者の推移、配食数の推移ということでお尋ねがありました。

こちらにつきましては配食数ですが、平成 30 年度、1 万 1,167 食、令和元年度、1 万 739 食、令和 2 年度、1 万 2,818 食、令和 3 年度、1 万 1,105 食、令和 4 年度、9,999 食になります。

利用者登録者は、平成 30 年度、70 名、令和元年度、72 名、令和 2 年度、84 名、令和 3 年度、70 名、令和 4 年度、59 名となっております。

答（地域福祉） 生活保護事業につきましてお答えさせていただきます。

生活保護世帯 1 世帯当たり、もしくは一人当たりの保護費というのをちょっと算定できかねるところがあります。

現在も令和 4 年度の支払総額と世帯人数を記入しておりますが、それは年度末現在の人数でありまして、年間を通して増えたり減ったりしております。また、高齢の一人世帯であったり、数名の世帯であったりすることもありまして、ちょっと一世帯当たり幾らお渡ししているというのをお出ししかねているという状態です。

エアコン等が故障して生活が苦しい、住むのに難しいよという方がいらっしゃいましたら、その都度ケースワーカーのほうに相談していただいております。今年度につきましては、そういった相談を聞いておりませんのでよろしく願いいたします。

答（健康推進） シルバー人材センターにおけるインボイス制度につきまして、インボイス制度自体は、おっしゃられるとおり 10 月から導入されますが、経過措置期間が設けられておりまして、完全実施は令和 11 年 10 月からとなります。

シルバー人材センターは、収支相償というのが原則で、新たに生じる税負担を賄う財源がないため、インボイス制度が導入された場合には料金を値上げして発注者に負担するとか、会員に支払う配分金を消費税相当分を引き下げる、あるいは、その両方を合わせて対応する方法しかないのかなというところでは

ありますが、現行制度の中で、個々の市町村が財源の問題を抱えながら対応するのではなく、全体の在り方を検討する中で、国の財政負担の下で、国の施策として実施していってほしい、されるべきものであると考えておりますので、現状では、国の動向を注視してまいりたいと思います。

委員長 ほかに。

問（７） 主要施策成果説明書の135ページ、3款1項7目、地域医療介護総合確保基金事業の介護施設等整備について、介護施設等に簡易陰圧装置を設置したことにより、新型コロナウイルスの感染防止がどのくらいできているのか、面会時間や回数は増えたのか。増えているなら、御家族や御利用者の満足度は上がったのかが分かれば教えていただきたいのと。

あと、介護人材確保・育成について、公開研修として市が研修費を補助することで市内のほかの事業所の職員も受講されたとのことなんですが、受講された事業所の数と職員の人数が分かれば教えてください。

また、介護技術・知識の底上げや事業所間の交流を図ったと書いてありますが、各研修はどのように行ったのか教えてください。

答（介護障がい） まず、介護施設等整備事業費補助金の件でございますが、こちらにつきましては、介護施設の中で利用者と家族が接することがないように簡易陰圧装置や換気設備を設置した2方向から出入りできる家族面会室を整備することで新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、家族面会を可能とするものでございまして、そういった設備を設ける事業所に対して補助をさせていただいたものでございます。

コロナの施設内の感染というよりは、家族との面会の場を設けるということございまして、具体的にどれくらい活用という回数自体は把握をしてございませんが、いずれの施設においても家族との面会時にしっかり活用していただいておりますというふうに聞いております。ある施設では、利用のある日は1日3回ぐらい利用があって、家族と利用者さんがしっかり面会ができるようになったというふうに聞いておるところでございます。

ですので、そういった意味合いでは、御満足いただけておるのかなと思っております。

それから、公開研修の件でございますが、各回、事業所の数は現在承知しておりませんが、昭徳会さんが3回、BCPの関係を行ったものについては、参加人数はおおむね30人弱の出席。知多学園さんの認知症の研修については、32人が参加していただいております。

BCPにつきましては、基本、応用、策定という3段階で座学からワークショップのような格好で開催をしております、策定中の事業所ごとの特性に合わせた策定の仕方だとかそういったものを学んでいただいて、まだ、全ての事業所が全て策定をされておるわけではございませんが、今年度末に向けて、引き続きフォローしていきながら策定を進めていただくというような状況でございます。

委員長 ほかに。

問(13) では、110 ページ、3款1項2目、いきいき広場管理運営事業の委託料でマシンスタジオ運営委託、たかはまスポーツクラブについてお聞きしていきます。

まずこちら、再び随契かどうかっていうところの確認と、随契理由、それから、こちら非営利団体なんですけど、今回も委託費のほう非常に高いのかなと思ってるんですけど、3,548万円ということで、この金額の妥当性についてどのように考えてるかっていうことと。

あと、111 ページのほうに健康づくり部門ということでマシンスタジオの利用状況が載っております。

こちらを見ると、65歳以上の方が増えてるんですけど一般の方が減ってることで、第2マシンスタジオが閉鎖されたことによる影響かなと思うんですけど、そのあたりの当局としての分析と、それから6時以降の利用者数につきまして3年間の利用者数を教えてください。

答(健康推進) まず、マシンスタジオの運営委託料につきまして、妥当性についての御質問があったかと思えます。

マシンスタジオにつきましては、年末年始を除きまして年間358日、運営されておまして、運営費につきましては、人件費、施設賠償責任保険であったり、運営管理費、それにマシン維持管理費が主なもので、全体の4分の3は人

件費となっております。私どものほうとしては、高過ぎるということは思っておりません。

そして、65歳以上の利用者についての御質問だったと思います。

コロナ禍前の2年間とコロナ禍後の3年間を比較いたしますと、全体の利用者は半減しておりますが、その中で、コロナ禍前は5割の利用者が65歳以上で、コロナ禍後は7割の方が65歳以上の高齢者となっております。

利用時間につきましては、マシンスタジオでは平日を見ますと午前10時から午後9時まで開設しておりますが、18時以降の利用につきましては、1割にも満たないという形になっております。

あと、たかはまスポーツクラブの随契理由につきましてはですが、随契理由の2号、性質または目的が競争入札に適さないということで、(特非)たかはまスポーツクラブは、地域住民により自主的、主体的に運営されておられるクラブで、生涯を通じて体力の向上を図って、健康で明るく活力に満ちた地域社会の形成に寄与することを目的とした非営利組織となっております。

生涯現役のまちづくりを推進する上で、多くの市民の方に安心してマシンスタジオを利用していただくために、こういった組織上の性格やこれまでのマシンスタジオにおける運営実績を考慮いたしまして運営を委託しております。

委員長 ほかに。

問(13) 今、随契理由が地方自治法の第167条2号の組織上の性格っておっしゃったんですけど、この組織上の性格っていうのは、地方自治法の随契理由には私は全く当てはまらないと思っておりますので。これ、地方自治法の随契の理由というのは本当に厳しく制限されておりますので、こここのところをしっかりと頭に入れて、随契ではなく入札でやるべきなんですけど、今後も今のお答えだと随契なのかなっていうところと。

あともう1個、先ほどの御答弁で、65歳以上の利用者が増えた、確かに増えてるんですけど、一般の方が昨年度と比べて961人減ってるんですよ。3年度が6,360人で、4年度が5,403人ってことで、これは第2マシンスタジオの私は影響だと思ってるんですけど、そのあたりの分析結果についてはちょっとお答えがなかったので、お願いしたいと思います。

あわせて質問を続けたいと思います。

122 ページの 3 款 1 項 3 目の自立支援医療費におきまして、更生医療ということで腎臓の血液透析をされている方が、3 年度が 55 人で 4 年度が 57 人ということでしたので、その中で、高浜豊田病院で人工透析を受けている方につきましては何名いらっしゃるのかについてお答えいただきたいのと。

126 ページ、3 款 1 項 3 目の障害者の方の移動支援サービス、こちら証ひょうのほう昨日見さしていただきましたら、乗車地と降車地の記載とかがなくて、ちょっと会計上問題があるんじゃないかなと思ってるんですけど、そのあたりの見解についても教えていただきたいと思います。

以上です。取りあえずそこまでお願いします。

答（介護障がい） まず、122 ページの更生医療の関係の御質問でございますが、透析で高浜豊田病院を御利用されている方は 22 名でございます。

それから、126 ページの移動支援でございますが、移動支援サービスというのは、どこかで乗ってどっかで降りるというサービスではないものですから、そういったものの記載はございません。

答（健康推進） 令和 4 年 8 月 31 日に第 2 マシンスタジオを閉鎖いたしました。が、第 2 マシンスタジオでは、筋力トレーニング系のマシンを中心に設置をしておりました。

開設当初と比べまして、現在では市内でもそういったスポーツジムが十分に充実してまいりまして、今後は、高齢者の方の健康づくりの場ということで始めた施設ですので、原点に立ち返って、高齢者向けを中心に事業を継続していきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（13） 今の腎臓の血液透析 57 名中、高浜豊田病院の方は市内の方で 22 名ということなんですよ。ということは、35 名の方は高浜豊田病院じゃないとされてるのかなと思うんですけど。その方で、例えばほかに多分、市内でやるところはないと思うんですけど、高浜豊田病院でやらないっていうか、近くて便利だと思うんですけど、高浜豊田病院ではされないということについて、どういうふうに理由を分析されているのかっていうことと。

あと、先ほどの移動支援サービスなんですけど、これタクシー会社とか福祉サービスの会社によっては、これ証ひょうを見さしていただくとすごくしっかり細かく、誰がどっからどこまで移動して幾らであったのかっていうのを書いてあるところと書いてないところがありまして、やはりこれしっかりその辺りは把握されたほうが今後のいろんなデータにも役に立つと思いますので、それは必要かと思いますが。書いてるとこと書いてないところがあるっていうところは先ほどの御答弁でいくと、書かなくてもいいということにもなってしまわないかなと思うんですけど、そのあたりの見解についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、引き続き、3款1項5項、高齢者等生活支援事業ということで配食サービス事業のお話が先ほどありました。

高浜市において配食サービスの選択ができるお店についてはどれぐらいあるのか。それから自治体によっては昼しか配食しないとか、昼、夜も配食するよとか、あと、夜は早い時間しか配食しないとか、いろんなことがあると思うんですけど、高浜における今の現状についてお聞かせいただきたいと思います。

取りあえずそこまでお願いします。

答（介護障がい） まず、更生医療の高浜豊田病院以外の方は、高浜豊田病院を使わないのかということをございますが、使われる方それぞれの状況があらうかと思しますので、こちらから勧奨というようなことは特に考えておりません。

それから、移動支援事業につきましては、いわゆるヘルパーさんがついて障害者の方が外出をするための支援の事業でございまして、タクシーによる移動の支援だとかそういったものとちょっと事業の趣旨が違いますので、その辺り、御理解いただきますようお願いいたします。

答（福祉まるごと相談） 128 ページ、配食サービスの件ですが、協力店につきましては市内で4店舗、あと市外の協力店の方ということで1店舗、計5店舗をお願いするところがございます。

あと、配食サービスにつきましては、高浜市におきましては、現在、夕食の配達を1回ってことでやらせていただいております。

以上です。

委員長 ほかに。

問（13）そうなると、障害者の方のタクシーを御利用されるのはどこに載てるのか、逆にちょっと教えていただきたいなということ。あと、今配食サービスで夕食のみ1回ということなんですけど、昼食をやらないことの理由についても教えていただきたいと思います。

それから、引き続き、次の質問にも参ります。3款1項6目の老人憩の家等管理運営事業の工事請負費についてお聞きいたします。

吉浜南部老人憩の家解体工事費として、526万9,000円。その前に解体の工事設計業務、それから、同じく建物事前調査ということで、南部老人憩の家、これすごく平屋でかわいらしい木造の建物だったと思うんですけど、その割になかなかちょっと費用のほうかかっているのかなと思うんですけど、その辺、どのように分析されているのかにつきましてもあわせてお答えください。

取りあえずそこまでお願いします。

答（介護障がい）先ほど御質問いただきましたタクシーの関係ですが、障害者福祉タクシー利用助成事業につきましては、主要成果の127ページに掲載してございますのでお願いいたします。

答（健康推進）主要成果130ページの老人憩の家等管理運営事業で、吉浜南部老人憩の家の解体工事費の契約金額の妥当性についての御質問ですが、今回の解体工事というか解体工事自体が高くなる理由は様々であります。

吉浜南部老人憩の家の解体工事では、狭い敷地での工事で、解体する建物と密接してほかの古い建物も建っておりました。周囲への影響を最小限に抑えるための配慮も必要で、これらがコストに影響したものと考えております。

答（福祉まるごと相談）配食サービスの昼食の件ですが、こちらに関しましては夕食1回というのは、市のほうの見守りサービス、食の確保っていうこともあるんですけど、見守りというところの観点から、夕方から見守りというところでやらせていただいております。

昼食については、最近では民間のほうもかなり事業展開されておまして、そういったところを利用されてる方も多くいらっしゃいます。



以上です。

委員長 ほかに。

問（13） タクシーの助成事業の3款1項4目のほうに載ってるんですけど、タクシーを使っただけのは非常に障害者にとっては必要な交通手段だと思うんですけど、やっぱり、各会社によって請求の方法とか請求内容が全く違っておまして、ちょっとこれを出しちゃうのっていう感じでは、どこで乗ったか誰が乗ったのか降車地も載ってない、ただ単に金額があるっていうような形と、あと、乗った場所とか降りた場所についても記載のないものとかもありますので、そのあたりちょっと問題かなと思いますので、そのあたりにつきまして、再度ちょっと御答弁いただきたいなと思っております。

それから、飛びまして、3款1項7目の135ページになります。

先ほどもほかの議員が質問していましたが、陰圧装置、介護施設に入られた方にとっては、なかなかコロナ禍で面接ができないということで必要なものなのかなと思うんですけど、なるべく多くの施設がこの陰圧装置をつけていただいて、多くの方が、残り少ない方もお見えになると思っていますので、そういう方との面会をなるべく希望する方に可能とするという意味でも、今回、3事業者のみっていうことなんですけど、ちょっと周知の方法として適当であったのか、この3事業者が市としても適当であるのか。

それから、最後の(株)ちあいさん。ここ補助金額のほうのほかのちょっと倍増になってるんですけど、そここのところの説明についてもお願いできたらと思います。

それから、3款1項8目のアウトリーチ支援員なんですけど、こちら確かにこれで見ると、ひきこもりとか就労相談は減ってるんですけど、逆に今減ってるのっていうのがちょっと不思議なぐらいなんですけど。ただ、その他の予防対応というところが4件から14件ということで、以前もお聞きしたんですけど、アウトリーチ支援員って今すごく必要というか重要な役割を担っていただいていると思うんですけど、ここが昨年度、何人の方が、ここ金額が出てきてないもんですから、金額。あと、週の勤務時間等についても御説明いただきたいと思っています。取りあえずそこまでお願いいたします。

答（介護障がい） まずタクシーの件でございますが、このタクシー券で利用できるのがあくまでも基本料金とお迎え料金ということでございますので、そういった把握で十分というふうに理解をしております。

それから、陰圧装置、家族面会室の関係でございますが、市内の事業所にそれぞれ御案内をさせていただいた結果、今回の3事業所ということで手が挙げたということでこの事業所が希望されたということでございますので、周知の方法は適切であったと思っております。

それから、あと、(株)ちあいさんの金額が少し高くなっておりますが、設置される機器によって、導入されるものによっての金額の差でございますが、ちあいさんは、少ししっかりしたものをほかの2事業所に比較しますと導入されたということで、この補助金額が上限350万円になっておりますので、その範囲内での設置ということでございます。

答（地域福祉） アウトリーチ支援員につきましては、1名を会計年度任用職員で配置しております。

金額につきましては、ちょっとこちらのほうで手持ちがありません。あと、勤務時間につきましては、9時から5時であったと思います。

委員長 ほかに。

問(13) 先ほどの陰圧装置の件なんですけど、上限350万円っていうことは、特に何分の幾つということではなくて、350万円以内だったら全額補助できることでよかったのかなっていうのと。

アウトリーチ支援について人数がちょっと把握できなかったのも、何名の方が会計年度任用職員として関わられているのか、教えていただきたいと思えます。

答（介護障がい） 上限350万円で定額の補助でございますので、350万円の範囲であれば事業者負担はございません。

答（地域福祉） 主要成果説明書137ページにも記名してありますが、1名となっております。

問(13) では、3款1項8目の委託料のアスクネットさん、これも去年も言ったんですけど、また随意契約なのかっていうところの確認と。

あと、これ人数が増減していて、特にステップのほうがどんどん減ってるんですね。例えば、ステップのほうの4年度の利用者数のところを見ると29人ってなってるんですけど、これ前年が36人なんですけど、その前が39人で、39人、36人、29人ということで非常に減ってるので、そのあたりちょっとどのように分析をされているのかなっていうところをお聞きしたいと思います。

あと、ステップ・ジュニアは増えてるんですけどステップのほうが減ってるっていうところについて、どのような分析をされているのかっていうところをお聞きしたいのと。

あと、この1,671万3,928円ということで、これ利用人数で割ると1人1回当たり5,789円になるんですね。ですから、随契でやるっていうことが非常に高くなっていうふうに思うんですけど、随契理由についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、その下の窓口通訳等業務委託ということで、外国籍の方の生活困窮相談の通訳を実施ってことなんですけど、外国籍の方の相談っていうのはトレディングケアさんがやられてるんですけど、そのあたりのすみ分けとか、どういうふうにされてるのかなっていうところをお聞きしたいと思います。

取りあえずそこまでお願いいたします。

答（地域福祉） まず、学習支援業務委託の関係ですけれども、こちら随意契約となっております。

こちらの随契理由ですけれども、平成27年から長きにわたってアスクネットさんにやっていただいております。ノウハウももちろんありますが、子供たちとの信頼関係や学習支援の運営のノウハウはすごく蓄積しております。

あと、ステップの利用人数が減っているということですが、子供が大きくなっていくので高校を卒業したら減ってしまいます。3年度から4年度の減った原因ですが、高校生が16人から10人というふうで減っておりますので、高校3年生で卒業してしまえば、こちらの利用決定の人数には入れておりませんので、人数が減ってきております。

ただ、高校卒業したら支援が切れてしまうというわけではなく、開設当初からやってきて、今二十何歳になったと思いますが、その子供たちの追跡調査もず

っと行っております。ステップを卒業した子たちが一般就労ができて、やめずにそのまま働き続けられているかだとか、一旦、退職されても次の就職に向けての相談だったりそういうことにも指導員のほうに相談に来て、ステップの相談員のほうも、そこで卒業生だからということで、きちんと支援していただいて再就職につながっているということもあります。1人1回5,700円という金額だけでははかれないことがあります。将来、貧困に陥らないということを目的にやっております。

窓口通訳のほうですが、こちらは自立相談支援機関や生活困窮の相談に来た外国籍の方を対象にしておりますので、 트레이ディングケアのほうでどのような外国籍の方の相談があるか分かりませんが、いきいき広場に来る方は生活に困っていて、今後どうしていったらいいかという相談に来た場合ですので、すみ分けというか、こちらはそういったところに特化して通訳を行っております。

問(13) ちょっと今、意味が分かんなかったんですが、高校生のほうは確かに卒業していなくなるんですけど、そういった場合、中学生の子が高校生になるわけなんで、そこで同じように対象人数は変わらないと思うんですね。中学生が高校生になれば、小学生から中学生になるので対象人数は変わらないと思うので、何かちょっと今の説明よく分かりづらかったんですけど。

あと、確かにアスクネットさんが長くやって信頼関係云々はいいと思います。ただ、やはり随契でずっとやってしまうと、金額の妥当性についてはどうかなっていうところがありますので、そのあたり、もし随契でやるのであればきちんと市の見積りに見合ってるかどうかというところについて、随契理由もありますので、そちらのほうでしっかり考えていただけないかなっていうところと。

あと、その下のこども貧困対策会議です。そのところで、貧困の連鎖の防止っていうことで、生活困窮世帯等の子どもに対する支援の在り方、今後の支援の取組の方向性を検討しましたってあるんですね。昨年度も同じように検討しましたってことなんですけど、新たな方向性というか、検討内容についてはどういうことが生まれてきたのか、どういうような発言があったのか教えていただきたいと思います。

それから、引き続き140ページ、3款1項9目の認知症早期発見事業のコグ

ニ倶楽部についてお伺いいたします。

こちらの効果については、どのように出ているのか、市としての見解を聞かせたいと思います。

それからもう1点も引き続きたいと思います。141 ページのホコタッチ。ホコタッチを利用している方、読み取り機を置いてる方からの声で、読み取り機が昔は置いてるお店が無料で置けたんだけど、通信費とかがかかるということで返還したっていうところもありますので、この5年間の読み取り機の設置状況について、5年間の経緯を教えてください。

取りあえずそこまでお願いいたします。

答（地域福祉） 139 ページ、こども貧困対策会議ですけれども、こちらにつきまして、取組の方向性ということで、今までも行っているんですけれども、きちんとした就職できるっていうのはもちろんなんですが、就職ができない子たちに対して追加の支援だったりとか、その子たちが働くことに希望が持てるような仕組みをつくれるといいかなということで、新しい職業体験を今年度、多く取り入れております。

対策会議での発言の内容につきましては現在手持ちがありませんので、以上になります。

答（健康推進） 主要成果の140 ページ、認知症早期発見事業の CogNi 倶楽部についての成果と効果については、この事業自体が今年度までの30か月のプログラムとなりますので、まだ効果の検証には至っておりません。

続きまして、141 ページのホコタッチの読み取り機等のお話の中で、この事業自体がもともと愛知県の委託を受けておりまして、国立長寿医療研究センターとの共同事業で CogNi タウン事業を行っていたときは、全ての健康自生地に読み取り機のほうを設置してありましたので、100 台弱ぐらいの読み取り機が設置されていたと思いますが、現在では40 台前後となっております。

CogNi タウン事業を本市の自主事業で行うようになってからは、市が通信費を負担するのではなく、御協力いただいております店舗さんの Wi-Fi 環境を使用してもらうようお願いをしてみました。読み取り機が減っている理由としては、機器自体も古くなってきておることで不具合も多くなりまして、

そのことによる手間が商店さんのほうに増えてしまったということも要因だと考えております。

委員長 ほかに。

問(13) 3款1項24目、150ページ、価格高騰緊急支援給付金窓口通訳等業務委託ということで、こちらも高浜市総合サービスとなっておりますので、こちらも随契かどうかについてお聞かせください。

それから153ページ、3款2項2目の扶助費ということで、市内の施設の入所状況というのが書かれております。これですごく気になるデータが一つありまして、たかとりこども園は保育士が25名で、たかはまこども園が14名なんですね。それに対して、年間の延べ園児数が、たかとりこども園が保育が1,680人、たかはまこども園が1,276人、うちの3歳未満児が、たかとりこども園が506人、たかはまこども園が318人ということで、これ明らかに保育士の数と子供の数、倍まではいかないんですけど保育士の数が非常にたかはまこども園は少ない中でそれなりに人数がいるっていうところで、これちょっと保育の適正に関しては問題ないのかどうかについて一つ確認をしたいと思っております。

それから、3款2項2目の保育園の施設管理委託料ということで、吉浜北部保育園の高浜市総合サービス、こちらも随契かどうかの確認と。

あと、その下の吉北の駐車場借上料についての積算根拠についても教えてください。

取りあえずそこまでお願いいたします。

答(地域福祉) 価格高騰緊急支援給付金支給事業の業務委託につきましては、緊急の対策ということで随意契約で行っております。

答(こども育成) まず、たかはまこども園の園児数と保育者数との兼ね合いでございますが、配置基準には満たした形で運営をしているというふうに捉えております。

また、給食の調理業務委託についてでございます。こちらも高浜市総合サービス、自治法施行令第167条の2に基づいて随意契約を行っております。

また、土地の賃借料につきましては、評価額の4%で積算しております。

問（13） 引き続き、161 ページの 3 款 2 項 3 目ですけど、これすごく気になるデータがありまして、児童虐待が養護相談ということで、これ令和 2 年度が 185 件で、令和 3 年度が 162 件で、令和 4 年度 80 件ということで、ずっと減ってきてるんですね。その他の相談というところも、令和 2 年度が 138 件で、令和 3 年度が 100 件で、令和 4 年度が 88 件。養護ではなくてその下のその他の相談、これがどういう相談になるのかなっていうところをちょっと教えていただきたいんですけど、こちら令和 2 年度が 162 件で、令和 3 年度が 148 件で、令和 4 年度が 135 件。

先ほどからの答弁を聞いてると、結局コロナが落ちついてきてそうした相談が減ってきたっていうふうに理解しちゃっていいのかなとかというところですよ。やはり今虐待とかそういうところに関してはどこも非常に増えてきているということをお聞きしてるので、ちょっとこのあたりはどのように捉えられてるのかについてお聞きしたいと思います。データが変わったとかそういうことがもしあれば、教えていただきたいなと思っております。

それから、163 ページ、3 款 2 項 3 目のみどり学園の運営費なんですけど、こちらみどり学園運営を委託されてるということで、指定管理料が 2,788 万 5,764 円ということで、すごくみどり学園は重要な施設であるので、非常に私こういうところにお金かけてほしいなと思うんですけど、その割にすごく私からすると少ないなと思うのと。これ、職員が 10 人って書いてあるんですけど、正規の方が何名で非正規の方が何名いらっしゃるのかっていうところについては、お聞きしたいと思います。

それから引き続き、164 ページの 3 款 2 項 3 目の児童センター事業の高浜児童センター維持管理業務委託なんですけど、たかぴあについては P F I の契約かもしくはその S P C の清掃業務が私は確認してるんですけど、いわゆるその P F I の契約は年に 2 回ぐらいの大きな掃除っていうことでふだんできない掃除ってことをお聞きしたので、いわゆる通常業務のたかはまスポーツクラブさんが担っていないところの清掃業務を別で発注してるっていうことでよろしいのかなっていうところについては、お聞きしたいと思います。

それから、同じくその下の保育対策総合支援事業費補助金分新型コロナウイ

ルス感染症対策補助金ということで、1施設30万円を限度に2施設に対して補助を行ったというところなので、これどこの施設なのか、それから充当内容についてもお聞かせいただきたいと思います。

取りあえずそこまでお願いいたします。

答（こども育成） みどり学園の指定管理者に対しての人件費の人数の正規、非正規の内訳でございますが、ちょっと手元に詳しい資料等がございませんのでお答えできません。

次に、維持管理業務委託料につきまして、高浜小学校の維持管理事業の維持管理費のうち、高浜小学校とたかびあの方と高浜児童センター、それぞれの設備に応じて積み上げた金額を割り振っております。内容としましては、警備保安費や建物等の保守委託料や厨房機器等の管理補修や衛生管理、清掃費等が含まれております。

厨房とかになりますと小学校の設備になりますので、そこに要する費用というのは、高浜児童センターのほうにはついていないような形で割り振られております。清掃につきまして年2回、ウォッシャーと乾燥を行っているというふうに聞いております。

保育対策総合支援事業費補助金の38万円の内訳でございます。高浜児童センターに30万円と吉浜児童センターに8万円となります。

答（福祉まるごと相談） 主要成果161ページの児童虐待の件数のことで御質問いただきました。

身体的虐待や心理的虐待、ネグレクト、御存じだと思いますが、そういったものの通報、相談で疑われるケースを全て対応しております。

下段の通報・通告件数も見ていただきますと、令和4年度は前年度の94件から28件減少しております。これに合わせて虐待相談件数も減少したと考えおります。対応につきましては1回の対応で複数回関わることもございますので、増減幅が大きくなることもございます。通報・通告の減少した理由でございますが、こちらは児相からの通報・通告のほうが、前年度比19件減っております。この内容としまして、夫婦げんか、こういったものを子供たちが見ていたなどの理由による心理的虐待通報ということで、前年度より11件減少してお



ります。この理由としましては先ほど委員もおっしゃられたとおり、新型コロナウイルスの影響もあったかなというふうに思いますが、最近では落ちつきつつありまして、保護者や子供たちの取り巻く家庭環境、生活環境がふだんの暮らしに近づきつつあることから、家庭内のトラブルがちょっと減ってきているのかなということで通報・通告に至るケースが減少したのではないのかと推察されます。

あと、養護相談、その他の相談ということで御質問いただきました。こちらは保護者の離婚や入院などの理由で養育困難児となる環境的課題を持つお子さんに関する相談ということになっております。直接的な虐待とか、そういったケースではございませんが、その後の子供さんの養育について、刈谷児相、または関係機関につなげさせていただきまして対応しております

問（13） 先ほどの児童センターの維持管理業務委託なんですけど、今のちょっとお話を聞くと、PFIのSPCがやってる管理運営とすごい似通ったような文言が並んだかなって思うんですけど、そののところはきちんとすみ分けができていて、日頃の清掃活動についてもTSCさんとロビーとかどうやってすみ分けてるのかなと思うんですけど、そのあたりどうやってすみ分けてるのかなっていうところ、分かるところで教えていただきたいのと。

先ほどの対策補助金のほうの児童センターを2つ施設を教えていただいんですけど充当内容についてお答えがなかったもので、そこも引き続き教えていただきたいと思います。

それから、引き続き、165 ページ、3 款 2 項 3 目、10 の放課後児童健全育成事業についてお聞きします。

こちらの委託料なんですけど、清掃業務委託ってということでシルバー人材センターさんで107万2,071円上がってるんですけど、これ令和3年度はなかったと思うんですけど、令和4年度上がった理由についてお聞かせいただきたいです。あと、どこの場所になるのかについてもお聞かせください。

それから、工事請負費ということで昨日高取児童クラブのほう見させていただきました。こちらのほうが4,500万円ということで、改修費にしては非常に高いなということなんですけど、結局これが坪単価とか平米単価になると幾ら

になるのか。それから、高額になった理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

取りあえずそこまでお願いします。

答（こども育成） 充当先でございしますが、何に使ったかっていうことでございます。アルコール消毒とか、消耗品等に該当するものになります。

次の児童クラブの清掃業務委託、高浜シルバー人材センターでございします。こちら、手元にありませんので、また後ほど説明させていただきます。

あと工事費につきまして、高いということで御指摘をいただいております。既存の児童クラブの場所を改修しております。その際に、特に追加の工事として、正面玄関、トイレにつきましては、ある意味新規で改修を行っている。その中で、玄関につきましては、くいも実際に打ちまして造作をしていること、またトイレにつきましては、児童クラブと平面を合わせるために全体的に床も剥がした上で大規模改修を行っているというところで、費用がその分上がってるんじゃないかというふうに、設計上、分析をしております。

問（13） これ平米単価か坪単価で幾らになったのかっていうのをまた後でも結構ですので、教えてください。そこが答弁漏れであったかと思えます。

あと、168 ページ、3 款 2 項 3 目、たかはま夢・未来塾事業なんですけど、こちらにつきましても、令和 2 年度、420 万円、令和 3 年度、470 万円、令和 4 年度が 518 万円ということで年々上がってるってことなので、この上がってる要因。

それから、その下の翼ふれあいプラザの土地・建物借上料につきましては、土地が幾らで建物が幾らなのか。それから、それぞれの積算の根拠についてお答えください。

そこまで取りあえずお願いします。

答（文化スポーツ） 168 ページ、たかはま夢・未来塾事業について 2 点御質問をいただきました。

まず、委託料の件について、令和 2 年度から 3 年間にわたって年々上がっているという御指摘でございましたけれども、令和 2 年度というのはコロナの真ただ中という中で、なかなか思うように講座のほうができなかったという

ころでございます。

3年度は少し回復し、4年度からは会開催回数も増えてきたというところで実績額として上がっておりますけれども、また予算ベースでいくと下がっているというところがございます。

それから、翼ふれあいプラザの借上料についてですが、土地で幾ら、建物で幾らという内訳にはなっておりませんが、積算基準としては、固定資産税の課税標準額をもとに積算をしております。

委員長 ほかに。

問(13) 課税標準額って言われたんですけど100分の4なのか。100分の幾つなのかというところを確認したいのと。それは多分、土地になるのかなと思うんですけど、建物と違ってどういうふうに積算されてるのかというのが全然分からないので、この金額になったっていうのは絶対根拠があるわけですので、その根拠となるものをしっかりここは教えていただきたいというのと。

あと、今、たかはま夢・未来塾の運営費がコロナだったから低かったんじゃないかってことなんですけど、そういう考えも一つあると思うんですけど、そうすると令和元年のほうが高かったっていうことになるんでしょうかね、令和2年度よりも。その辺のちょっと確認と。これで見えていくと開催回数は多くなってるんですけど、残念ながらちょっと塾生のほうが少なくなってるっていうところもあるので、どのように捉えられてるのかなっていうところも教えていただきたいと思います。

それから、169 ページ、3款2項3目の病後児保育事業、こちらが昨年度ゼロ日が1人やっと増えたかなっていうところなんですけど、やはり利用者が非常に少ないんだっていうところなんです。ちょっとここについては内容云々についてはまだまだ私も研究しないといけないかなと思ってるんですけど、このあたりの市としての見解もお聞かせいただきたいと思っています。

それから、その下の子育て・家庭支援ネットワーク事業。こちらがいちごプラザの運営っていうことで、委託先、それから金額のほう上がっております。いちごプラザが令和3年度が延べ利用数が5,602人で、1日平均23人ということで私のほうでメモがあるんですけど、これ、今年度、延べ利用数も減ってる、

それから1日平均も減ってる。開所日数が減ってるから減ってるっていうのもあるんですけど、開所日数が何で減っちゃったのか。昨年度、240日だったんだけど17日減ってるっていうことで、その辺りについても御説明をいただけたらと思います。

あと、その下の工事請負費なんですけど、これ調書見たら67万1000円、充用されてるみたいなんですけど、この充用された理由、それから、金額はなぜこうなったのかっていうところについてもあわせてお答えください。

答（文化スポーツ） 168ページの未来塾事業について、3点御質問いただきました。

まず、プラザの借上料の件ですけれども、これは課税標準額の100分の4ということでございます。

それから、委託料の推移についてですが、令和元年度というお話でしたが、その数字は持ち合わせておりませんが、主要施策成果説明書の過去のものには掲載されておりますけれども、委託料の中身というのは毎年度の取組内容等を見ながら、次年度の予算編成に当たって、生かしながら計上、執行をしてきているということでございます。

それから、塾生が減ったというところでございますけれども、1講座当たりの受入れできる人数の目安というものは、講師の人数が限られている以上、定員というものもございしますが、おおむね定員ベースぐらいというふうに捉えております。

答（こども育成） まず、病後児保育事業でございます。こちらは、いわゆる子ども・子育て支援法のメニューの一つとして位置づけられている事業でございます。昨年度1件ありまして、保育園に預けるぐらい回復はしてるんだけど、ほかの園児さんにうつしちゃうといけないというのを懸念して、保護者さんが預けたという形になります。一定のニーズがある中で事業のほうは継続していきたいと思っております。

次に、いちごプラザの開所日数が減ってる理由でございます。

こちら、去年、改修工事を行いまして、B棟からC棟に移る際に改修工事が必要となりましたので、その間、休館にしておりましたので、その影響で開所

日数が減っております。それに伴い、利用者のほうも若干減ってしまったのかなというふうに理解しております。

あと、改修工事の充用の内容をということでございます。いろいろ工事の造作等の協議をしながら進めておりまして、詳細な内容については、その部分が何に該当するのかということについては、また後ほど御説明させていただきます。委員長 ほかに。

問（13） 次に、170 ページ、3 款 2 項 3 目のこども発達応援事業なんですけど、人数、それから延べ回数、訪問日数ともに増えてるんですよ。増えてるんですけど、なぜか委託料が、3 年度が 1,527 万 8,993 円なんですけど、4 年度が 1,447 万 9,245 円ということで、これ逆転現象を起こしてるんですけど。本来であれば、増えてれば委託料が増えてもいいのかなと思うんですけど、減った理由。

それから、昨年度もお聞きしましたけど、この子どもの発達に関する専門職、これの人数についても、正規、非正規、合わせてお知らせください。

委員長 答弁をお願いします。

答（健康推進） まず、対前年度に対して事業費の減少した理由につきましては、もともとこども発達事業につきましては、こども発達センターの支援業務委託料と言語聴覚士や臨床心理士などの専門職の報償費の合計という形になりまして、委託料につきましては、対前年度よりも 100 万円ほど減少しておりますので、それが大きな要因となります。

答（健康推進 主幹） こども発達センターの専門職に関しては、全て非常勤で、臨床心理士が 2 名、言語聴覚士が 2 名、作業療法士が 2 名となっております。

委員長 ほかに。

問（13） ちょっとこれ分からないので本当教えていただきたいんですけど、171 ページの 3 款 2 項 3 目の子育て世帯生活支援特別給付金の委託料で、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）システム構築業務委託、それから 172 ページ、3 款 2 項 3 目で同じように子育て世帯生活支援特別給付金。これシステムが同じように委託料ということで、システムの構築業務委託ってあ

るんですけど、多分、私のメモでいくと、昨年度もあったのかなっていうところ、でも、これは今回、コロナの給付金を当てるために構築したシステムの改修が必要だった、それだけの理解でいいのかどうか、ちょっとこの辺がちょっとよく分からないので教えていただけますでしょうか。この必要性について。

答（こども育成） 子育て世帯生活支援特別給付金のシステム改修費についてです。

こちら、児童手当のシステムを活用しながら5万円給付を行う上でのシステム改修を行っているというものになります。

高浜市の基幹システムに対して修正をかけておりますので、日立システムズに委託を行っているというものになります。

答（介護障がい） 171 ページのひとり親世帯分につきましても同様に、児童扶養手当のシステムを活用してこの給付金の支払いシステムの構築をするというものでございまして、今回の支払いに関して必要な修正ということでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、3款民生費についての質疑を打ち切ります。

4款 衛生費

委員長 質疑を許します。

問（13） 176 ページの4款1項1目の保健センター施設維持管理事業なんですけど、この間の保健センターの盗難事件で保健センターが2つあることを私も初めて知ったんですけど、今回のこの保健センターの公共料金等実費負担金というのがどこに当たるのか。

それから、この保健センター診療管理者の報酬っていうのは、内容について教えていただきたいとまず思います。

それから、177 ページ4款1項1目、こちらの委託料で療養者生活支援業務委託料ということで、社協さんのほうにコロナウイルス感染者の自宅療養者に対する買い物支援等の生活支援業務ということなんですけど、これ結局、知れ渡ってるようで知れ渡ってないなっていうのを自分もコロナに感染したときに思った、そういうことは全然なかったもので、案外、やっぱり知られてないなというところで、周知方法についてもう一度確認したいのと。結局これ何件あったのかっていうことについても確認したいと思います。

取りあえず、その2点でお願いします。

答（健康推進） 主要成果 176 ページの保健センター維持管理事業のまず診療管理者報酬について御説明をさせていただきます。

こちら保健センターには、診療所っていう形で登録してありますので、いきいき広場保健センターの診療所に診療管理者の設置を医療法で定められておりますので、設置をしたことによるその報酬となります。

その下にあります、公共料金等実費負担金につきましては、旧高浜分院の雨水等をくみ上げるためのポンプの電気料金の実費負担金を豊田会と按分して豊田会からの請求に基づいて支払っているものとなります。

続きまして、177 ページの療養者生活支援事業につきまして、まず実績につきまして、令和4年度では18件の20時間分の利用がありました。

周知方法につきましては、保健所のほうにチラシをお渡ししてありまして、該当者にお渡ししていただけるように御案内をさせていただいております。

委員長 ほかに。

問（13） 保健所じゃなくて診療所も必要だったかと思うんですけど、そのあたり何か保健所に置いたっていうお考えがあれば、お聞かせいただきたいのと。

183 ページの4款1項2目のがんの検診推進事業なんですけど、こちら、対象が、子宮頸がんが20歳、乳がんが40歳に達した女性ということで、クーポン券のほう配付されたと思うんですけど。結局、これ、受診率についてお聞かせいただきたいのと、それについての高浜市としての見解についてもお聞かせいただきたいと思います。ちょっと少ないのかなと思うんですけど、もっともっと多くの方に受診していただきたいという思いから、少し少ないかなと思う

んですけど、そのあたりの見解もあわせてお聞かせいただけたらと思います。

それから 185 ページの 4 款 1 項 2 目の一般不妊治療費助成についてお聞かせいただきたいと思います。以前、自己負担の 2 分の 1 で上限 1 年当たり 5 万円ですよということで、令和 3 年度は 39 人助成して 14 件妊娠されて 35.9%ということだったんですけど。今回、助成の人数が減っている、それから助成額も減っているということで、これ周知がされてるのかどうかなっていうところを心配してるんですけど、このあたりどのような見解なのか。それから今年度の分かる範囲での実績についても教えてください。

委員長 まだ、続けますか。

問 (13) はい。もう 1 個いいですか、

187 ページ、4 款 1 項 2 目の 4、電算情報管理事業についてお聞きしたいと思います。こちら、(2) の賃借料として保健総合システム電子計算機借上、こちら令和 2 年 1 月から債務負担ということなんですけど、いつまでで、どのような効果があるのか。以前ちょっとこれ内容をお聞きしたかとも思いますけど、ちょっと新しい方も見えるので、もう一度、御説明をお願いしたいと思います。取りあえず、そこまでお願いします。

答 (健康推進) ちょっと順番が前後いたしますけど、一つずつ答えてまいりたいと思います。まず 183 ページのがん検診推進事業につきましての御質問では、記載のとおり対象者の方につきまして、検診手帳の交付とクーポン券を配布して、検診受診率の向上を図っておることと、無料クーポン券による、がんの検診未受診者の受診勧奨といたしまして、未受診の方につきましては個別に勧奨はがきをお送りして、少しでも接種率を上げるよう進めています。

そして、185 ページの一般不妊治療費の助成につきまして、対前年度よりも助成人数が減っている、助成額も減っているということにつきましては、令和 4 年 4 月から不妊治療につきましては保険適用になりまして、本人負担が 3 割で受診することができるようになりましたので、個々の申請が減ったものと考えております。

この不妊治療費の助成につきましては、市の公式ホームページや広報のほか、市内近隣の産婦人科さんのほうには、制度の変更等の際には案内チラシを配付



させていただきました。

187 ページの電算情報管理事業の保健総合システム電子計算機借上、健康かるてについての御質問につきましては、債務負担行為の期間のほう、令和2年1月1日から令和6年12月31日の60か月となっております、この健康かるては、市民の方の成人健診や乳幼児健診・予防接種などの情報を管理する健康管理システムとなります。

答（健康推進 主幹） 先ほど御質問がありました、子宮がん検診及び乳がん検診の受診率ですが、こちらはどちらも全国的に受診率が低い状況です。県と比較しますと、どちらも市の受診率は高い状況にあります。

委員長 倉田委員、まだ続きありますか。

答（13） ありますけど。どうぞ。

問（5） 主要施策の193ページの4款2項1目、5の廃棄物処理事業についてお聞きします。（4）のリサイクルカレンダーの作成につきまして、日本語版とポルトガル語版の2か国となっておりますが、今後、その他の地域の言語での版を出すということは考えられているのでしょうか。

答（経済環境） 主要成果の193ページのリサイクルカレンダーの関係の御質問でございますが、ポルトガル版を昨年度、印刷のほうを行いました。現在、ポルトガル語のほか、日本語、ベトナム語、英語のほうを窓口で配布させていただいております。

問（12） 主要施策成果説明書の176ページ、4款1項1目、新型コロナウイルス感染症対策推進事業に関しまして、ワクチン接種率が分かればお願いしたいのと。

あと、2点。主要成果説明書179ページ、4款1項2目、老人・成人保健事業に関しまして、各種検診の受診者数は載っているんですけども、対象者数とかそういった受診率とか、そういったのが分かるかどうかと、あと高齢者の健診に聴力検査を入れたり、また補聴器の購入費用の助成を行うという考え方がないかどうか。

3つ目、189ページの4款1項3目、地域医療振興事業に関してですが、現在行われている高浜分院の解体工事ですけれども、この解体工事完了後の固定

資産税等補助金の額は幾らなのかについてと、あと解体後の土地の利用予定について、分かればお願いします。

答（健康推進 主幹） 先ほど御質問の検診の受診率についてですが、受診率という形では把握のほうはしておりません。今後、聴力検査などの追加に関しても、今のところは検討はしておりません。以上です。

答（健康推進） 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種率につきまして、こちら接種対象者を分母としておりますが、先週の時点で2回までの初回接種と言われてるものについては78.9%。そして、今現在というか、今年度行っておりました春開始接種、概ね65歳以上の方が対象となる接種については37%という形となっております。

旧高浜分院の解体工事に係る固定資産税の御質問をいただいたかと思いません。固定資産税の・・・。

委員長 今の御答弁ですけど、決算に関する質問ですが。

よろしいですか。

ほかに。

問（13） 187 ページの4款1項2目の妊娠出産包括支援事業なんですけど、これ全体で416万161円なんですけど、それぞれがちょっと金額がないっていうのは、何でこれ書かれてないのかなっていうところで理由を教えてくださいのと。

189 ページの4款1項3目の地域医療振興事業ということで、まずこの利子の補給補助金について、昨年度の利率、変わってるのか変わってないのか、同じであれば利率が幾つなのか。それから、残高に対する率になりますね、残高のほうも教えてください。

それから、今の固定資産税云々ってあったんですけど、これ、3,900万円。これ旧分院と高浜豊田病院のそれぞれ合わせて3,900万円だと思いますので、それぞれが幾らになっているのかについて教えてくださいと思います。

それから、これ旧分院じゃなくて、高浜豊田病院、こちらに対する土地の借地料っていうのがこちらでは。

委員長 ページ戻りましたか。

問（13） はい。

委員長 ページ戻りました。分院の関係ってどこですか。ちょっと今ページの示しがなかったの。

問（13） 189 ページですよ。189 ページの利子補助金にかかってとかいろいろ補助してる中で、ここに土地の借地料についてちょっと示されていないもんですから、幾らなのか。それから面積についても教えていただきたい。確か全部は借りてないと思って、一部、確か私が議員になる前、購入してる部分があったと思いますので、全体のどれぐらい借りていて、その借地料が幾らなのか。それから、その算定基準についても教えていただきたいと思います。

それから、先ほど言ったように、火災保険料のほうは、多分さっきの中に入ってると思うんですけど、実際問題、昨年度、旧分院のほうの火災保険料を高浜市のものじゃないんですけど、なぜかこれ負担してるっていうことで、その金額が昨年度幾らであったのかっていうことと。ここに載ってきてないんですけど、分院の樹木の管理費についても、確か市が支払っていたと思いますので、その金額についても明らかにしていただきたいと思います。

それから、昨年度の、これ、目の手術。これ高浜豊田病院の目玉っていうことで、私たち議員も視察させていただいて手術の部屋とか視察させていただいたんですけど、この目の手術の件数が昨年度何件であったのか。

それから、透析、昨年度、確か答弁のほうで、今まで午前中しかやらなかったけど午後のほうもやるってことで、どれぐらい増えてるのかについて確認したいのと。あとリハビリのほう、こちらも市民病院のほうの目玉だったと思いますので、リハビリにつきましても、どのくらいの方が利用されているのか。

それから、病床の稼働率についても一般病床、療養病床、それぞれどれぐらい稼働されてるのかについても、お聞きしたいと思います。

それから最後に、これ、監査委員さんにちょっとお伺いしたいと思うんですけど、いくら協定で、旧分院の建物を固定資産税を補填しますよって決めてはいるんですけど、これやはり公の目的がないんですよ、この旧分院ってというのは。今、現在、病院として使われてないところですので、公の目的がないのに市が補助してるっていうことで、私は行政として在り方としてはどうなのか

っていうところで、このあたり代表監査委員さん、それから議選の監査委員さんの御意見を伺いたいと思います。取りあえず、以上でそこまでお願いします。委員長 当局の方に申し上げます。答えられる範囲で結構ですので、よろしくお願ひいたします。

「なんで答えられる範囲かなあ。しっかり答えてください。」と発声するものあり。

委員長 不規則発言ですよ。倉田委員。

答（健康推進） 主要成果 187 ページの妊娠出産包括支援事業 416 万 161 円についての内書きがないという形の御指摘でありました。こちらのほう、口頭でお伝えさせていただきますと、188 ページに（3）産後ケア事業費という記載がありますが、この部分で産前産後サポート業務委託と産後ケアサービス業務委託の委託料がそれぞれ合計で 72 万 361 円。

そして、（4）の記載のある産婦健診の検査ということで、産婦健診の 2 回分を国保連合会へお支払いしたというのが 340 万 5,000 円というのが主な支出となります。

続きまして 189 ページ、地域医療振興事業の御質問をいただきました。その中で、利子補給金の関係のほうからまず御説明させていただきます。

協定書に基づきまして、各年度 2 億円、合計 20 億円を上限に移転新築補助金をお支払いしておりますが、今までにお支払いした額が令和 3 年度までで、2 億円の 5 年間お支払いしておりますので、残額が 10 億円となります。それに、利率として 0.815 を乗じて計算しまして、利子補給補助金のほうが、令和 4 年度は 810 万円という形となっております。

次に、固定資産税補助金のそれぞれの内訳についての御質問につきましては、旧高浜分院の固定資産税、家屋と償却資産部分であります。こちらが 1,191 万 7,400 円。高浜豊田病院の固定資産税、家屋分であります。こちらが 2,710 万 6,800 円の合計 3,902 万 4,200 円という形になります。

あと旧高浜分院の維持管理費の御質問があったかと思ひます。こちらのほう

につきまして、健康推進グループのほうでは、雨水のくみ上げ用の電気料金の実費負担金と樹木の剪定管理費用として35万2,841円をお支払いしておりますのと、それ以外に建物共済保険料ということで、5万9,632円をお支払いをしております。

剪定草刈り費用につきましては9万6,310円。

公共料金の実費負担金のほうが25万6,531円となります。

あと、借地料の件で御質問であったかと思えます。こちらのほうは、3名の地権者の方から、借地料といたしまして、418万314円をお支払いしております、その面積は、2,607平米となります。

借地料の積算につきましては、固定資産税の課税標準額に100分の4を乗じて得た額となります。

最後に、高浜豊田病院の診療実績につきまして、こちらはホームページのほうで公表されておりました資料がございましたので、令和4年度の実績内容からお答えをさせていただきます。

透析の1日当たりの件数につきましては、令和4年度7,829件、1日平均透析患者数は25人です。

眼科につきましては、高浜豊田病院では一般的な検査、治療、白内障の手術は行いますが、それ以外の入院が必要な場合については、希望する医療機関を紹介をしております。

眼科につきましては、外来の患者さんにつきましては、4,881名と公表されておりました。

リハビリテーションにつきましては、利用実績の公表がされていないので、年間の利用者につきましては、把握ができておりませんので、よろしく願いいたします。

稼働率につきましては、90%を超えてる状況ですのでよろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問(13) 今、白内障の手術はされてるっていうことだったんですけど、この手術件数がお答えがなかったの、手術件数をお答えいただきたいのと。

やはりリハビリも目玉としてつくられていましたので、やはり運営委員会とか出席されてると思うので、副市長とかが。しっかりこれ把握をしていただいて、やはりどれぐらい市民の方が利用できるのかについては把握する必要があるかと思うんですけど、これだけお金を出してますので。そのあたり、把握していただきたいなっていうこととあわせて、今のところはリハビリは把握されていないっていうこと。あと白内障の手術件数については、お答えいただきたいと思います。

それから、190 ページの4款1項4目の高浜エコハウスの光熱水費ということで、電気、ガス、水道のほうが上がっております。これ、商工会分についてはどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

それから4款1項4目の高浜エコハウス施設管理業務委託。これエコハウスの利用受付および施設全体の管理ということで971万4,639円なんですけど、ちょっとこの金額がどうしてこのようになったのか、ちょっと高いのではないのかなと思うんですけど、このあたりの理由についてお聞かせいただきたいのと。あと、これ随契がどうか、多分随契なんだろうと思うんですけど、随契理由もあわせてお聞かせください。取りあえず、そこまでお願いいたします。

答（経済環境） まず主要成果の190ページでございますね。こちらのほうのエコハウスの光熱水費、この中での商工会様のほうの取扱いの御質問でございますが、こちらのほうにつきましては、現状の商工会さんのほうの現状の利用状況を踏まえながら、商工会さんのほうから、その部分に係る光熱費のほうを徴収のほうをさせていただいてございます。

続きまして、主要成果191ページのこちらのほうの（6）委託料でございます。こちらのほうの高浜エコハウス施設管理業務委託、こちらのほうの内容的な御質問かと思いますが、こちらのほうにつきましては、エコハウスの受付であったりエコハウス全体の施設を管理していただくということで、その分に係る見積りを頂いて、契約のほうをさせていただいてございます。

あと、契約は随意契約か否かという御質問でございますが、こちらのほうにつきましては、一者随意契約のほうで締結のほうをさせていただいてございます。

答（健康推進） 白内障の手術とリハビリの件数につきましては、承知しておりませんのでよろしくお願いします。

問（13） 答弁漏れがございます。エコハウスのほうは随契理由については何号随契なのか、詳しい随契理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほどから、私、監査委員さんにもこの固定資産を出すことについての監査委員さんの御意見をさっき伺ったんですけど、答弁漏れですので、その2点、まず答弁漏れからお願いしたいと思います。

答（代表監査） 先ほどの質問ですけれども、ここでお答えすることはできません。

答（経済環境） 主要成果の191ページの高浜エコハウス施設管理業務委託の一号随契の理由でございますが、こちらのほうにつきましては、自治法施行令の第167条の2でございます。

委員長 ほかに。

問（13） これ2には当たらないと思うので、2に当たるところで、その理由が多分書かれておりますので、その理由について、お聞かせいただけたらと思います。

引き続き、質問続けてまいります。193ページの4款2項1目の一般廃棄物収集運搬及び資源ごみ分別運搬収集業務委託。こちらが多分、予算の流用されてると思うんですね。流用の調書を見ると52万円の流用がされていて、資源ごみ分別収集運搬業務委託料が不足したため52万円の流用をされたということなんですけど、この流用の理由が、当初予算計上時よりコロナの影響で資源の収集日数が増加したためっていうふうに書かれていたんですね、流用の調書を見させていただいたときに。このコロナの影響で資源の収集日数が増加したっていうのがちょっとよく分からないので、どこがどういうふうに増加したのかについて教えてください。

その下の窓口の業務委託につきましても、高浜市総合サービスに随契で契約されているのかなと思いますので、そこも随契であれば、随契理由、それから何号随契かについてもお答えください。取りあえず、そこまでお願いします。

答（経済環境） まず、1点目の御質問でございますが、191ページの委託料

の関係の随契の理由の関係でございますが、基本的にはエコハウスを管理するに当たりまして、先ほど申しました、167 条の 2、何号かはちょっと記憶しておりませんが、こちらのほうに該当するということで、一者随契のほうをさせていただいてございます。

続きまして、193 ページの一般廃棄物収集運搬及び資源ごみ分別収集運搬業務委託の流用の関係の御質問でございますが、申し訳ございません、資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。御理解いただきたいと思います。

あと、その下、窓口等業務委託でございますが、こちらのほうも一者随契のほうで契約のほうをしております、そちらの根拠法令につきましても自治法施行令第 167 条の 2 を適用して一者随契のほうをさせていただいてございます。問 (13) 195 ページの 4 款 2 項 1 目の使用料及び賃借料ということで不燃物搬入場の借地料のことが載っております。こちらにつきましても、借地料に係る料金の計算根拠についてお示しいただきたいのと。これ、たしか不燃物の搬入が以前、半日だったのが 1 日ということで変わったと思うんですけど、現在の渋滞状況等も教えてください。

委員長 答弁の前に、現在の状況につきましては、議題の範疇を超えていますので、それに合わせた答弁をお願いいたします。

答 (経済環境) 主要成果 195 ページ (9) の不燃物搬入場の料金の算定根拠の御質問でございますが、こちらのほうにつきましては、土地の課税標準額の 4% で借地のほうをさせていただきます。以上です。

問 (13) なぜ渋滞状況を聞いたかという、今、範囲超えてるって言われたんですけど、結局、ここ借地料を借りてまでやってるっていうことは、本当にここでやるのが適正なのかっていうことを知りたいんですよ。もしかしたら、もうここでは、借地料を借りてまでやることではないかもしれないので。当時、状況を変えるまではすごく渋滞があつて、近所の方に御迷惑をおかけしてたつていうことで、私はやはり、いつでも捨てられるような拠点が必要だということはずっと申し上げてきたわけなんですけど、ずっとそういうことはやらずに、日曜日の決められた日にこの場所で捨てられますよってことをやられてるわ



けですから、それに対して、やはり適正なのかっていうことがありますので、それで渋滞状況をお聞きしてるんですけど、委員長が答えさせないということで、私非常に残念ではあります。

あと、固定資産税の先ほどの公の目的がないのに固定資産税を補助してるっていうこととして、行政としての在り方を私は問うてるんですけど、それにつきまして、代表監査委員のほうからちょっとお答えすることはできませんってことでびっくりするお答えだったんですけど、議選の監査委員のほうからはちょっとお答えがなかったんでお願いしたいと思います。

答（監査） 今回の御質問ある内容につきましては、令和4年度の決算はもう既に終わって、監査委員さんも意見を付して報告を上げてる案件となりますので、その内容について、また詳細をお聞きするというのは、監査委員さんとしてもお答えできないので、その辺のほう御理解をお願いしたいと思います。

問（13） いやだって、監査委員さんが監査して適正な補助金だっていうことを出してるわけですから、市の見解はずっとこの間聞いてたんですけど、監査委員さんがこれについて異議を申してるのか、それとも、どういう考えであるのかということとは、やはり市民の方にお伝えすべきだと思うんですね。

今の御答弁、ちょっと私すごく問題があるかと思うんですけど。ですから、代表監査委員さん、議選の監査委員さんが監査委員として任命されていらっしゃるわけですから、やはり監査委員として私は今回こういうふうに出しているわけですから、どういうお考えであるのかについてはお答えしていただくというのが私は筋だと思うんですけど。それでもお答えしないってことですかね。

答（監査） 決算意見書のほうに、もう既に適切だということで報告させていただいておりますので、特に問題はないと思います。

問（13） では、どう適切なのか御説明いただけたらと思います。

委員長 倉田委員に申し上げます。

ただいま、4款衛生費について質疑を受け付けております。

質疑を実施してください。以上です。

問（13） だから、4款の1項3目の2の地域医療振興事業に載っている金額についてお聞きしてるので間違っていないと思いますが、どこが間違ってるの

か教えてください。

委員長 その前に御意見言われた、監査委員さんの姿勢についてですね。こちらについては、4款の衛生費については全く関係のない御意見ですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、続けさせていただきます。

4款衛生費について、質疑をお願いします。

問(13) すいません。ちょっとどう関係ないのか教えていただけますか。ちょっと理解できないのでお願いします。

委員長 先ほどからちょっと注意を申し上げておりますが、よくお話を聞いてください。監査委員事務局のほうから説明がありましたとおりでございます。

それでは、4款衛生費について質疑がございませんでしたら、ここで質疑を打ち切りますが、よろしいでしょうか。

問(6) 1点だけお願ひいたします。主要施策成果の184ページ、主要新規事業のナンバー28、4款1項2目の補助金ですけれど、アピアランスケア補助金の件数が載ってます。実際に購入した方から、乳房補整具を扱っている店舗が近隣に少ないという声をいただいております。購入前の相談ですとか、購入者からの声などが届いてましたら教えてください。

答(健康推進 主幹) 申請については、こちらのほうは受け付けておりますが、それに伴う御相談については今のところはありません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、4款衛生費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時57分

再開 午後4時05分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 5 款 労働費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、5 款労働費についての質疑を打ち切ります。

#### 6 款 農林水産業費

委員長 質疑を許します。

問（5） 主要施策の 201 ページの 6 款 1 項 3 目 2 節、明治用水中井筋改修事業について、現在改修が終わっている場所を教えてください。

答（土木） 明治用水中井筋改修事業ということで、終わっている箇所につきまして、かんがい排水事業につきましては今年度完了ということではほぼ全路線終わっているということと、あと、水環境整備事業は令和 7 年度が完了ということで、今年度、安城の高棚福釜インター近辺の神楽山用水を実施しております。

委員長 ほかに。

問（11） 同じく、明治用水中井筋事業について、これの改修工事がかなり進んでおりますけども、これによって高浜市における水害であるとか、いろんな状況は変わってきたと思いますけども、これによってこんなことが変わったというような状況があれば、教えていただきたいと思います。

答（土木） 排水能力につきまして、改修前に比べますと、改修前が毎秒 14.3 トンぐらいの量だったと、大山緑地の西側の地点では。それが今回、全線完了いたしますと、排水量が毎秒 35.5 トンということで伺っております。

委員長 ほかに。

## 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、6款農林水産業費についての質疑を打ち切ります。

### 7款 商工費

委員長 質疑を許します。

問（1） 説明書の212ページ、新規事業、SDGsプロジェクト「エコでつながる！家計応援×お店応援」事業についてと、その次、213ページの省エネ設備更新支援事業についてお聞きしたいと思います。

まず、SDGsプロジェクト、クーポン券の発行についてだと思います。これ最初、予定では1万3,000名が対象で発行予定だったんですが、実際に利用された商品券が5万6,837枚となっておりますけれども、これ5,000円、5枚つづりで1冊という格好の形態だったと思うんですが、実際に発行された冊数というのは、どのくらいだったんでしょうか。

それと、この件で応募されるときにSDGsについての取組を書いていたかどうかということになっていまして、それが上程されたときの答弁によりまして、取組について応募されたものをホームページで紹介、また次年度で施策に生かすというふうに答弁されていますが、令和5年度の施策に生かすことができたのかどうかを教えてください。

続いて、省エネ設備更新事業についてですが、これ9月定例会で、当初3,003万円の予算が一般財源ということで募集されまして、募集されたところ、すぐに予算上限を超えた応募があったということで、さらに追加で補正予算で73件、全部で141事業者からの応募があったということですが、最初に一般財源で予算立てした分が、次の追加のときに、決算も国庫支出ということになるんですけれども、いつ国庫支出が得られるかを把握されたのかを教えてください。

委員長 答弁をお願いします。

答（経済環境） SDG s プロジェクト「エコでつながる！家計応援×お店応援」事業の商品券の冊数についての御質問でございますが、当初発行したのが1万3,000冊で、最終的にお渡ししたのは1万1,683名お渡ししておりますので、そちらのほうが冊数となります。

続きまして、SDG s の皆様方から取組を御紹介いただいた方に商品券をお渡しする要件というように形にさせていただきました。こちらのほうにつきまして昨年度取りまとめ、広報の掲載を行いまして、こちらのほうの活用につきましては、今年度、環境基本計画の策定を予定しておりまして、そちらに皆様方がSDG s で取り組まれた内容を活用していきたいというふうに考えてございます。

答（市民部） 省エネ設備更新支援事業は、記憶の範囲なんですけれども、当初、市単独事業でもやるという決意の下、補正予算を上げていって、そのあと、たまたま国のコロナに関連する補助事業が、交付金が市に配分されるという情報を得ましたので、結果的に全部国庫支出金に切替えたということでございます。

問（1） SDG s プロジェクトですが、最初の目的に家計の苦しいというところの支援、また事業者の支援、そしてSDG s の推進という3つの目的のために行ったと思われるんですが、家計の支援、2,000円で5,000円の買い物ができる、それは十分計画は達成されたと思うんですが、事業者が使ってもらったら1%払うということになっていまして、商品券があるから余分に買物しようかっていう人はなかなかいないのかなというふうに、毎回商品券が出るたびに私は思っているんですけれども、その辺の事業者からよかったなというような反響はあったのでしょうか。

それともう1点、省エネ設備のほうなんですけれども、国庫がたまたま決まると聞いたんですけど、これスケジュール的に9月の定例会で可決されまして、10月11日が募集開始で、募集開始の日にもう既に3,000万円の予算は超えてしまって、超えてはいるけど申請された方は全部預かってっということになっていると思うんですが、10月11日の時点ではもう既に次の予算のめどがついていたっということよろしいでしょうか。

答（経済環境） まず1点目の御質問でございますが、SDGsの商品券に対する事業者の方からの声ということで、企業もしくは事業者のほうからは将来的に節電効果のある設備を入れることができ、大変良かったというような声を聞いてございます。

答（市民部） SDGsの家計の支援は十分できたということの中で、事業者からも大変大きな反響がありまして、今回商品券については、2,000円は共通でどこの量販店でも使えるようにして、3,000円は地元へ落ちるような仕組みを作りましたので、どちらかといいますと地元の商店からは、次ないのというような声、本当にコロナで苦しんでいる時期でございましたので、大変タイムリーに事業が展開できたというふうに考えております。

先ほどの省エネの関係でいきますと、初日に予算を超えるような額、応募がありましたので、そこから、議会の皆さんにもその趣旨、今回の事業者を応援するという趣旨につながるということの御理解の中で補正予算を組んで、手を挙げられた方は、全員に手当てできたということで、市内の事業者がこれを機に元気になっていただけたのかなというふうに我々は感じております。

問（8） 説明書209ページ、産業経済活性化事業についてお伺いいたします。

起業支援や雇用機会の拡大として、昨年度、工場等新設促進奨励金1件、工場等増設促進奨励金4件の助成を行っていただきましたが、奨励金の対象事業者と具体的な内容についてお聞かせください。

答（都市計画） 主要成果説明書209ページの新設補助1件ということですが、工場等新設促進奨励金といたしまして、平成29年度から操業開始した事業者に対して助成したものです。

また、工場等増設促進奨励金といたしまして、増設した工場の操業開始が平成30年度から開始した事業者2社、令和元年度から開始した事業者1社、令和2年度から開始した事業者1社に対して助成したものでございます。

委員長 ほかに。

問（6） 主要施策成果の211ページ、令和4年度主要・新規事業の概要のナンバー29ですけれども、7款1項2目、後期高齢者買い物支援事業ですが、こちらの目的が、市内商店の消費喚起を図るということで、市外の病院へ通院す

る場合などは利用ができなかったっていう声を聞いております。実際に利用する方も少なかったかなっていうふうに思いますけれども、買い物支援は必要な事業だと思えますけれども、今後の課題があれば教えてください。

答（経済環境） 主要施策成果説明書の211ページ、後期高齢者買い物支援事業、こちらの昨年度の取組に対する課題等の御質問でございますが、今回、市内限定という形とさせていただきました。それは、市内の商店の消費喚起を今回目的にしていたという背景がございます。こちらのほう、実は当初予定していた利用者より申請の件数が減少したというところもございます。こちらの状況等について今後分析を図り、今後の施策にこの分析結果を反映し、取り組んでいきたいと考えております。

問（12） 主要施策成果説明書の215ページ、7款1項4目、いきいき号循環事業に関しまして、市内における交通の利便性を高めとありますけれども、さらに利便性を高めるための高齢者や障害者に対するいきいき号の運賃無料化とか隣接自治体との相互乗り入れの実施、バスの増便や停留所の増設、運行時間の見直しなど必要と考えておりますけれども、こういった検討というのはされてきたのでしょうか。

答（市民部） いきいき号の改正につきましては、一般質問等々で、我々は利便性を高めて、市内全域の誰一人取り残さないという理念の下、今現在進めている最中でございます。料金等々についてはまだ全然確定しておりませんが、本当に市民の皆さんが、市内のちょっとした気軽な移動をできるように目指してまいりたいと考えております。

問（3） 210ページの7款1項2目、SBP活動推進事業。歳入でこのSBPを応援しますという、ふるさと納税のお金も使ったと思うんですけど、ちょっと仕組みがよく分からないので教えてください。

また、このシーホースのゲームに子供たちを招待したっていうのすごいい話題になってましたけれども、それ自体はすごくいい活動だと思うんですけど、この受託者がシーホースで委託業者の支援を受けているところがちょっとよく分からないので教えてください。

答（経済環境） まず、2点目のほうから御回答させていただきます。210ペ

ージのSBP活動推進事業でございますが、こちらでございますけども、下段の活動内容の一番最後の欄でございますが、5月3日にシーホースのホームゲームに小中学校の子供たちを招待したという活動をしていただいております。

今回、この受託者をシーホース三河様にお願いしておるわけでございますが、このプロジェクトの出店先というのが、主にシーホース三河様のホームゲームであったり、それ以外にも高齢者福祉施設等を訪問し、要はまちのにぎわいの創出というような形で高浜高校生に活動をしていただいております。

なお、シーホース三河様のホームゲームやアウェイゲーム、試合に行く機会、要は出店する機会が多くございますので、シーホース三河様と契約をすることにより、シーホース三河様の会場の運営であったり、出店に当たっての取組であったり、シーホース三河様と高浜高校生が相乗効果を受けることができるということを感じ、昨年度、シーホース三河様と契約をさせていただいております。

問（3） 4.6 のところに「委託業者の支援を受け」とありますが、受託者のシーホースとこのSBPと一緒に相乗効果で盛り上がったっていうのは分かるんですけど、この委託業者は全然違う方の支援が入ってるってことでの理解でよろしいですか。

答（市民部） これは申し訳ございません。委託業者ではなく受託業者でございます。

問（3） それに分かればいいです。資料を読んでいてこれは分からんなと思って。すいませんありがとうございます。

答（市民部） シーホース三河さんのいろんな出店の計らいを受けながら、子供たちの活躍の場を広げていったということでございます。

委員長 ほかに。

問（13） 同じくSBPについてお聞きしたいと思います。本当にこれなぜ受託者がシーホースなのかなっていうのは私も不思議ですね。そうなってくると、逆にシーホースの活動の場だけに限られてしまうっていうところで、ちょっとこれ受託者ではなくて、何が適正かってすぐ私も答えられませんけど、SBPがやはりシーホース三河だけではなくて、地域のところでもたい焼きを焼いたり



とかいろいろされてるわけですから、やはりちょっとこれは書き方としては問題があるのかなと私も思ってますので、そのあたりちょっと一度、整理していただいたほうがいいかなと思いますので、そのあたり検討をしていただけるのかどうかというところと。

あと、SBP活動の昨年度の人数、それから職員の関与についてはどの程度あったのかについて、詳しくまずお答えください。

答（経済環境） まず、210 ページ、先ほど御質問の中にもございましたが、高浜高校SBPの活動の主なものの中で、4月6日に委託業者という表現をしてございました。こちらのほうにつきましては、受託というような形に変更のほうをさせていただきたいと考えております。

まず、部員の御質問でございますが、こちらのほうにつきましては、20名程度の方が現在部員として活動をされてございます。あと、職員のかかわりということでイベントのときであったり、そういうようなときに一緒になって汗をかいていきたいというような形で考えておまして、そういうイベントには参加させていただいてございます。

答（市民部） 先ほどの委託業者の話ですけれども、市から見たら委託先でありまして、シーホース三河から見れば受託したという立場でございますので、我々は、委託した業者の支援を受けてこの活動が成り立ったということでございますので、その言葉がどちらの言葉をとるかっていうのは、どちらともとれるというような考え方でございます。

委員長 ほかに。

問（13） 今、職員の関与で汗をかいてやっていただいているってということなんですけど、職員の方、これボランティアでやられてるのか、時間外なのか、勤務時間中にも支援とかされているのか、そのあたりについてお答えいただきたいのと。

引き続き、211 ページの7款1項2目、14の高齢者買い物支援事業。先ほどは今後どうするんですかっていう未来の話をされていて、それが質問で通ったんですけど。

これ72万4,140円なんですよね。申請者が700人で利用枚数が1,241枚、

金額としては62万500円なのに、これ当初予算がたしか960万円程度だったんです、これ私、確認したんですけど。1,000万円弱の当初予算だったってことは、もっともっと本当は予測してたと思うんですけど、それに反して、62万円って私、最初、桁間違えたのかなと思ったんですけど、どうも間違っていない様子だったんですけど。このあたりどう高浜市として捉えてるのか、どういった見解なのか、教えていただきたいなっていうところがあります。

それから、213ページ、7款1項2目、16の省エネ設備更新支援事業。先ほどから御説明がありますが、補助対象事業として、LED照明設備の更新事業ということで、私の周りの事業者の方もLEDに替えたよっていう話はすごくたくさんいただいております。非常に助かったよってお話をいただいているんですけど、この、その他省エネに資する設備っていうのは、具体的にどういうものが対象になったのか。当初の予測と合ってたのか合ってなかったのか、そのあたりもお聞かせいただきたいのと。

あと、今回のこの省エネ設備の方針によって、どれぐらいCO<sub>2</sub>が減るっていう計算をされているのかについてお答えください。そこまでお願いします。

答（市民部） まず、210ページのSBP、職員の関与というところですが、物を運ぶ、要は機材を運ぶとか、そういう衛生関係の資格も職員が持っているものですから、高校生だけではできないところを職員が関与してお手伝いをしているということでございます。

211ページの後期高齢者買い物支援事業のところですが、当初は後期高齢者の約60%の申請を見込んでおり、もっと多くの利用を見込んでおったということですが、今回についてはこういう人数で。そうはいいまして、後期高齢者の医療の通知書と一緒に全員に案内を差し上げておりますので、実際そういったニーズがないということが分かったということも今後の交通施策につながっていくのではないのかなというふうに考えております。

答（経済環境） 213ページの省エネ設備更新支援事業ですが、こちらのほうで補助対象事業をLED照明設備への更新事業と、その他についてはどういうものを今回対象としたのかという御質問がございました。

まず、このその他ということで、例えばエアコンだとか冷蔵庫の更新も対象

としてございます。こちらのほうが当初の予測と合っていたか否かという御質問でございますが、当初からこういうエアコンとか冷蔵庫、またそれ以外のものでも省エネにつながるものが、今回申請がされるかなというふうな形で考えてございました。ただ、そこら辺を全て表記するのなかなか煩雑になるということもございまして、この対象につきましてはLED照明とその他というような形の表記のほうをさせていただいております。

あと、今回のこの省エネ補助ということで、CO<sub>2</sub>の削減がどれだけというような御質問がございましたが、今回はあくまで補助対象事業ということで補助金の交付を行ってございまして、それに伴うCO<sub>2</sub>の削減効果まではちょっと試算しておりません。

答（市民部） CO<sub>2</sub>の削減はどこかのタイミングで私答弁した記憶があるんですけども、高取小学校の1年間で排出しているCO<sub>2</sub>の分ぐらいを今回の投資で、この補助金によって削減しております。

問（13） 今ちょっとびっくりしたんですけど、このその他っていうのがその他で通ったってことですね、補助対象事業として。LEDは書くんだけど、その他は、その他って書くだけっていうのはちょっとすごくこれ問題があると思うんですけど、そこをもう1回確認したいなっていうところと。

あと、7款1項2目のSBPなんですけど、衛生関係で機材を運ばなきゃいけないっていうことなんですけど、受託者がシーホース三河であればシーホース三河さんがそれはやっていただけなかったのかなっていうところと。これって時間外勤務とか時間内でも支援に行ってたとか、そういうふうにいるいろいろ関わられたってことなんですか。そのあたりの確認をお願いします。

答（市民部） 213 ページのその他省エネに資する設備の更新ということで、その他というふうに書いてございますが、補助を申請する段階で、省エネに資するかどうかっていうのは全部、数値でチェックしておりますので、明らかに省エネに効果がある機器に限定して、その補助の対象としたということでございます。

シーホース三河に委託したのという話でございますが、これはSBP活動全体を委託したのではなくて、我々では手の届かない、そういう出店の企画だ

とかそういうところの中で高校生のそういう出店ができるように計らいをいた  
だいたというものでございます。

職員の関係でございますが、基本的には休日に出店することが多いもんです  
からそこへ行っておりますし、平日でも何かの発表だとか出店に向けては、地  
域との連携事業ということで市の位置づけでやっておりますので、職員がそこ  
へ出向いて盛り上げるというようなことを職務の範囲内で行っております。

委員長 ほかに。

問（13） 215 ページ、7款1項4目、先ほどからいきいき号の話が出ており  
ますが、これ補助金と、それから利用人数を割ると1回当たり2,000円ちょっ  
との経費がかかっているってことになりますので、今後デマンドに変えるって  
いうお話が出てきているんですけど、今回のこの結果については市としてどの  
ように受け止めるか。

それから、今、公共交通会議のほうがどんどん進んでいるようなんですけど、  
運行業者としてもどのように受け止めていらっしゃるのかについても一度ちょ  
っと確認したいなと思っております。取りあえずそこまでお願いします。

答（経済環境） 215 ページのいきいき号循環事業でございますが、各コース  
を見ても利用者数がちょっと減少傾向ということで、どちらかという利用者  
離れというようなところが新型コロナの関係等の影響もございまして起きてい  
るのかなと考えております。そういう中で抜本的な見直しについて、今後検討  
を進めていきたいと考えてございます。

問（13） すいません、ちょっと答弁漏れがあると思うんですけど。公共交通  
会議、運行業者の方はどのようにこの結果を受け止めてるか、どのような発言  
があるのかってことと。

まず、先ほど部長のほうからシーホース三河に対しては全てのことを委託し  
てるわけではないっておっしゃったんですけど、具体的に何を委託されたのか  
について教えていただけたらと思います。

答（経済環境） いきいき号の関係の公共交通会議の中で運行事業者の方の御  
意見としては、例えばデマンドというところで、抜本的な見直しということに  
なりますと、一つは、市民の利用者の方の利便性が向上するかなというような

御意見もいただく一方で慎重な御意見もいただいております。

答（市民部） シーホース三河さんをお願いしてるのは、バスケットの会場で出店するっていてもそういうつてもなければ、そんな簡単に誰かが手挙げてという話にはならなくて、これまでのずっと複数年にわたるシーホース三河さんとの連携の中で、全国的にアウェイといいますか、三河から出て行って、全国的なところで出店して行って高浜の魅力も発信できますし、子供たちもいい経験ができるという中で、そういうふうに企画の内容もさることながら外へ出かけていくというところの橋渡しをしていただいたということでございます。

問（13） なんかすごくこのSBPがちょっと違う方向に行っちゃってるかなと思うんですよね。このタツヲ焼きを焼くことが地域の元気を生み出そうというふうに見てると思えちゃうんですけど、たしかもともとはタツヲ焼きを焼く焼き板みたいなやつを地域の産業の一つとして生み出してきて、それを売ること高浜市を知っていただいて、そういう販売網を広げるっていうのがSBPだったのかなと。その一つとしてタツヲ焼きを焼いて、実はこういうのが焼けますよっていうものの模擬的なものだったのかなと思うんですけど。何か逆に今は何かタツヲ焼きを焼くことのほうがメインになっちゃってるような気がするんですけど、そのあたりってSBPとしての在り方としてはどういう形だったのかなと思うんですけど。この金額っていうのが58万8,720円と48万8,294円。シーホース三河さんが持ってる情報網とか、そういうできることとしてこういうところに出店できますよとか、いろいろお手伝いいただけるのはいいんですけど、この金額は一体何に使われたのかなというのがよく分からないんですけど、具体的に何に使われたのかなというところもあわせて教えてください。

委員長 当局にちょっと申し上げます。

先ほどからちょっと、質問と答弁が同じような繰り返しになってますので、明確に簡潔明瞭にお答えください。

答（経済環境） SBP活動推進事業でございますが、そもそも地域の課題をビジネスの手法を用いて解決するというのが一つのコミュニティビジネスという形の道筋であり、在り方でございます。その上で今回、実際に行っておりますのが、市内の産業技術のPR、例えば、たい焼きを焼く設備であったり、そ

ういうものが本市の産業技術のPRにつながるということであったり、高校生やそれに関わる方が様々活動することによって、まちのにぎわい創出であったり、高校生が活動することによって、若者がまちに愛着を持っていただけるというような形で、現在SBPの取組をしております。その取組の中で、タツヲ焼きというものを一つ手法として取り入れておるといったような形で現在活動しております。

問（13） すいません、答弁漏れです。この金額自体は具体的にどのようなものに充当されたのかということをお教えください。

答（経済環境） 210 ページのSBP活動推進事業、金額がそれぞれございます。委託内容にも書いてございますが、企画立案の支援であったり、出店の支援ということで出店に行くまでのプロセスの支援、出店でのサポート。下段につきましては、バスケットの試合でいきますと敵地で試合することはアウェイゲームという形で行っておりまして、アウェイ戦での出店支援をしていただいております。

委員長 ほかに。

問（13） 今の答弁全然分かんないですけど、結局、アウェイに行くための交通費と、このシーホース三河さんが動くための人件費ということでよろしかったでしょうか。

答（市民部） 人件費といいますか、企画立案でこういうふうに出店していきましょうよ、企画、いろんな取組もありますので、ここでこうしていきましょうという、そういう相談といいますか、もっと活動が広がるようなところを補助していただくといいますか、もっと企画を盛り上げるとか、もっとここへ出店されたらどうですかといったところは、委託という形で仕事としてお願いしてきたというものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、7款商工費の質疑を打ち切ります。

ここでお諮りします。

審査の途中ですが、本日の審査は、これをもって打ち切りとしまして、明日 14 日は、午前 10 時より再開いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、本日の審査はこれをもって打ち切り、14 日午前 10 時より再開いたします。

本日はこれにて散会といたします。

委員長挨拶

散会 午後 4 時 48 分